第154期 定時株主総会

招集ご通知

会場 ベルサール東京日本橋　地下2階 イベントホール
東京都中央区日本橋二丁目7番1号　東京日本橋タワー

昨年と会場が異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

日時 2019年3月28日(木曜日)　午前10時開会／受付開始 午前9時

目次

第154期定時株主総会招集ご通知 ―― 3
株主総会参考書類
　第1号議案　剰余金の処分の件 ―― 11
　第2号議案　取締役11名選任の件 ―― 13
事業報告 ―― 29
連結計算書類 ―― 73
計算書類 ―― 75
監査報告書 ―― 77

株主総会にご出席いただけない株主様

同封の議決権行使書用紙の郵送又はインターネット等により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

郵送による議決権行使の場合	2019年3月27日(水曜日) 午後5時15分到着分まで
インターネット等による議決権行使の場合	2019年3月27日(水曜日) 午後5時15分受付分まで

当日ご来場の株主様にお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書の枚数にかかわらず、ご来場の株主様お一人につき一個とさせていただきます。

Looking ahead,
going beyond expectations
Ahead Beyond

株式会社 荏原製作所

証券コード：6361

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第154期定時株主総会を3月28日に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び2018年度の事業の概況について、ご報告申し上げますので、ご高覧ください。

2019年3月

取締役
代表執行役社長　前田東一

創業の精神「熱と誠」

与えられた仕事をただこなすのではなく、自ら創意工夫する熱意で取り組み、誠心誠意これをやり遂げる心をもって仕事をすること。そして、何事も熱意と誠心をもって人に接すれば、相手に通じないことはない。

企業理念

水と空気と環境の分野で、優れた技術と最良のサービスを提供することにより、広く社会に貢献する。

株主の皆様、株主総会にどうぞご出席ください

第154期定時株主総会を2019年3月28日(木曜日)午前10時より、ベルサール東京日本橋地下2階イベントホールで開催いたします。

株主総会当日の式次第

午前10時　開会
報告事項の報告
決議事項の内容説明
質 疑 応 答
議案の採決
閉　　会

株主様との対話に向けた当社株主総会の取組

ご質問受付ウェブサイト

当社にご質問になりたい事項につきましては、当日ご質問いただくほか、インターネットでもお受けいたします。下記のウェブサイトをご利用ください。
株主の皆様の関心の高い事項につきましては、本総会で取り上げさせていただく予定です。

https://www.ebara.co.jp/ir/stocks/contact/index.html

ユーザ名：ebara　パスワード：ebr154

展示コーナー

当社の株主総会では、ご参加いただいた株主様に、当社事業をより一層ご理解いただけるよう展示コーナーを総会会場に併設し、株主様に映像・パネルを用いて、事業概要等の紹介を行っています。
ぜひお立ち寄りください。

前回（第153期）定時株主総会の概要

開 催 日	2018年3月28日(水曜日)
出席者数	363名(前年度比39名減)
所要時間	1時間21分
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役13名選任の件
質問者数	6名(質問数 11問)

株主様からの主な質問事項

○広告・宣伝を行う趣旨について
○海外市場の動向について
○当社の営業戦略について
○国内市場での事業展開について
○国内営業社員の活用について　　等

株主各位

証券コード　6361
2019年3月7日
東京都大田区羽田旭町11番1号
株式会社 荏原製作所
取締役
代表執行役社長 前田東一

第154期　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第154期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2019年3月27日（水曜日）午後5時15分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時		**2019年3月28日（木曜日）午前10時**（受付開始予定時刻　午前9時）
2．場　　所		東京都中央区日本橋二丁目7番1号　東京日本橋タワー **ベルサール東京日本橋　地下2階 イベントホール** 昨年と会場が異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。
3．目的事項	報告事項	1. 第154期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第154期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項	**第1号議案　剰余金の処分の件** **第2号議案　取締役11名選任の件**
4．招集にあたっての決定事項		議決権行使書用紙の郵送と電磁的方法の双方により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効とさせていただきます。また、電磁的方法によって議決権を複数回行使された場合には、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以　上

●本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトに開示いたしました。
●議決権をご行使くださる際には、5･6頁の「議決権行使方法のご案内」をご覧くださいますよう、お願い申し上げます。

インターネットによる開示

1. 次の事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
   ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」　**②連結計算書類の「連結注記表」**
   ③計算書類の「株主資本等変動計算書」　**④計算書類の「個別注記表」**
   なお、監査委員会及び会計監査人は、上記当社ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しております。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト　https://www.ebara.co.jp/about/ir/stock/shareholdersmeeting/index.html

▶ スマートフォンでの議決権行使サービス「スマート行使」を導入いたしました。

議決権行使書用紙に記載されたQRコードをスマートフォンで読み取ることで、議決権行使コード・パスワードを入力することなく専用サイトにログインし、議決権行使をすることができます。

ステップ1

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

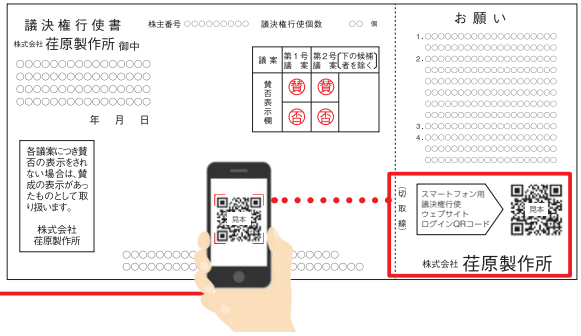

ステップ2

表示されたURLにアクセスすると議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

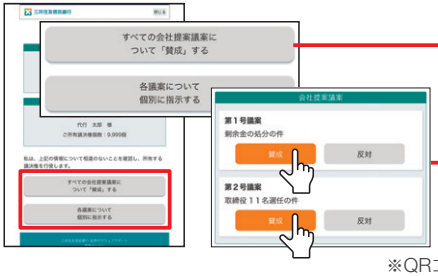

ステップ3

確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。議決権行使は、以下の方法がございます。株主総会参考書類（11頁から28頁）をご検討の上、議決権行使をお願いいたします。

株主総会にご出席いただける株主様

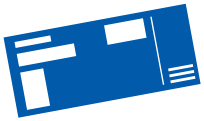

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※代理人としてご出席いただける方は、議決権を有する他の株主様1名のみとし、会場受付にて代理権を証明する書面の提出が必要となりますので、ご了承ください。

▶ **株主総会開催日時** **2019年3月28日（木曜日）午前10時**（受付開始予定時刻 午前9時）

株主総会にご出席いただけない株主様

郵 送

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただきご返送ください。

▶ **行使期限** **2019年3月27日（水曜日）午後5時15分到着分まで**

詳しくは下記のご記入方法をご覧ください

インターネット等

※携帯電話専用サイトは開設しておりませんのでご了承ください。

スマート行使 NEW

同封の議決権行使書用紙に記載されたQRコードを読み取り、画面の案内に従って各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード及びパスワードをご利用いただき、画面の案内に従って各議案に対する賛否をご入力ください。

▶ **行使期限** **2019年3月27日（水曜日）午後5時15分受付分まで**

詳しくは6頁をご覧ください

議決権行使書用紙のご記入方法

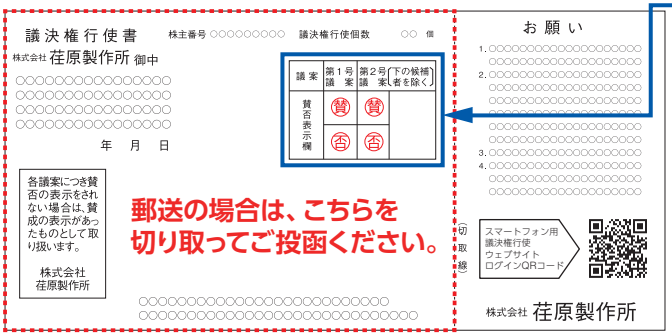

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

●賛成の場合 ▶「賛」の欄に○印

●否認する場合 ▶「否」の欄に○印

第2号議案については、一部の候補者の賛否を表示する場合、「賛」若しくは「否」の欄に○印をし、候補者番号をご記入ください。

各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、“賛”の表示があったものとしてお取り扱いします。

インターネット等※による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

1　スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

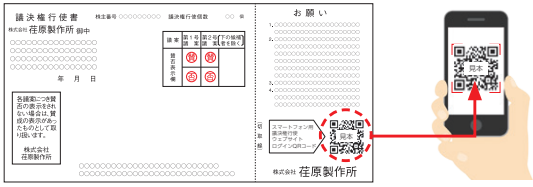

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

2　画面の案内に従って賛否をご入力ください。

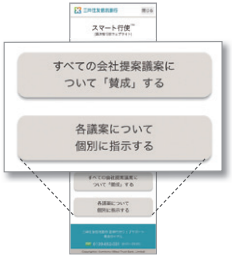

（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

一度議決権行使をした後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」、「パスワード」をご入力いただく必要があります。
（パソコンから、議決権行使ウェブサイトhttps://www.web54.netへ直接アクセスして行使いただくことも可能です。）

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net（ウェブ行使）

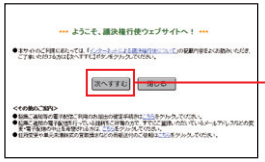

1　上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック

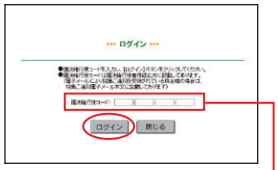

2　議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力しログインしてください。

議決権行使コード
パスワード

3　パスワードをご入力ください。

「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(1)複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
(2)インターネット等と書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等で行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
(3)議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

本サイトによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記専用ダイヤルにお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号:0120-652-031　（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

※機関投資家の皆様は、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

（ご参考）第154期のポイント

1. 業績の推移

POINT
①前年度同一期間と比較して増収減益となり、売上高営業利益率は6.4%となりました。
②海外売上高比率が3期連続で増加しました。

売上高	営業利益	売上高営業利益率	ROIC	ROE
5,091億円	324億円	6.4%	4.9%	6.6%

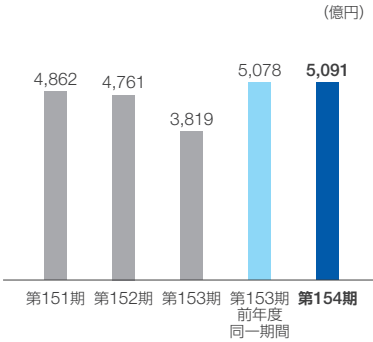

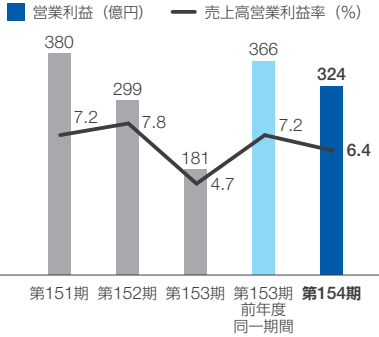

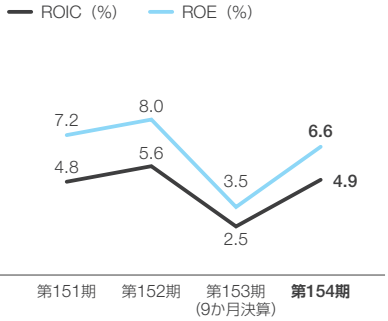

海外売上高比率

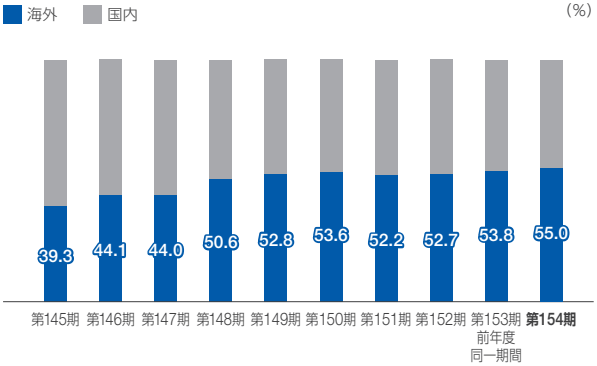

事業別売上高比率

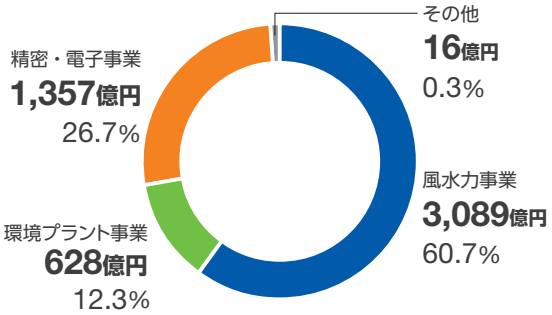

2. コーポレートガバナンス体制の変遷

2002年4月～2007年3月
ガバナンスへの取組に着手

- 執行役員制の導入により、執行と監督を分離
- 定款上の取締役員数を削減し、機動性確保

2007年4月～2015年3月
ガバナンス改革を開始

- より客観的な意見を取り入れるため、独立社外取締役を招聘
- 任意の指名・報酬委員会を設置し、委員の半数を社外取締役が占める
- 短期的な視座の排除及び株主との価値共有を高めるため、報酬制度を改定

2015年4月～
仕組み化を進め、より実効性を向上

- 機関設計の移行により、監督と執行の明確な分離を実現
- 取締役会を有効に機能させるため、実効性評価を毎年実施
- 株主との価値共有をより一層図るため、報酬制度改定

(1)当社のコーポレートガバナンス体制

POINT

①機関設計として「指名委員会等設置会社」を採用し、グローバルでも理解されやすいコーポレートガバナンス体制を構築
②社外取締役の積極的な活用により、取締役会による経営の監督機能の強化と透明性を確保
③取締役会と執行組織の役割・責務を明確に分離し、広範な業務執行権限を執行組織に委任することによって機動的な経営を推進

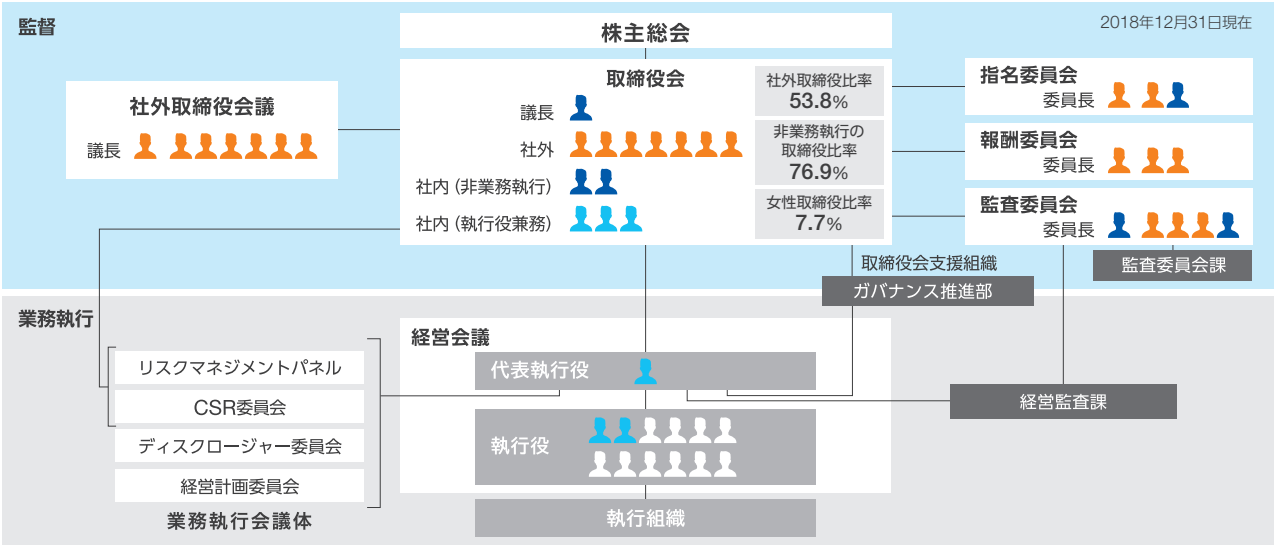

社外取締役　社内取締役（非業務執行）　社内取締役（執行役兼務）　執行役

⑵取締役会・各委員会の構成

POINT

①全取締役の過半数を、社外取締役によって構成
②非業務執行の取締役が取締役会の議長に就任し、代表執行役社長と分離
③独立社外取締役のみで構成される社外取締役会議を設置

取締役会

議長　矢後取締役（非業務執行取締役）　開催回数　14回　平均開催時間（1回当たり）　約2時間30分

主たる役割

・業務執行における適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
・企業戦略などの大きな方向性を示すこと
・独立した客観的な立場から業務執行に対する実効性の高い監督を行うこと

第154期に議論された主な事項

・取締役会の構成に係る検討
・代表執行役社長の選解任基準
・各事業における中期経営計画の進捗報告と成長戦略
・年度経営計画、各事業部門KPIの設定
・投下資本圧縮の検討
・政策保有株式の保有方針
・IR活動方針

取締役会の構成

社外取締役会議

議長　宇田取締役（筆頭社外取締役）　開催回数　14回　平均開催時間（1回当たり）　約1時間30分

主たる役割

・独立社外取締役がその責務を果たす上で十分な情報を入手し、課題等への認識共有を図るために必要な協議を自由に行う場

取締役会議長の評価

・2018年7月に実施（年1回）

第154期に議論された主な事項

・取締役会議題の事前共有
・次年度に審議事項として取り上げたいテーマについて
・取締役会の実効性評価のフォローアップと次年度の取組

社外取締役会議の構成

社外取締役　社内取締役（非業務執行）　社内取締役（執行役兼務）

社外取締役会議

指名委員会

委員長　宇田取締役（筆頭社外取締役）　開催回数　13回　平均開催時間（1回当たり）　約2時間

第154期に議論された主な事項

・株主総会に提案する取締役の選任・解任に関する議案
・代表執行役社長選解任基準
・次期社長候補選定
・執行役候補者の取締役会への提言

指名委員会の構成

委員長

報酬委員会

委員長　国谷取締役（独立社外取締役）　開催回数　6回　平均開催時間（1回当たり）　約40分

第154期に議論された主な事項

・取締役及び執行役の個人別報酬（取締役及び執行役の業績評価・賞与額）
・取締役及び執行役の報酬制度

報酬委員会の構成

委員長

監査委員会

委員長　藤本取締役（非業務執行取締役）　開催回数　14回　平均開催時間（1回当たり）　約2時間

第154期に議論された主な事項

・執行役等の職務執行に係る監査結果の評価
・重要会計事項に係る処理の適切性確認
・企業集団としての内部統制システムの整備・運用状況監査
・会計監査人の評価及び独立性・専門性確認と選解任議案の検討

監査委員会の構成

委員長

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な経営方針の一つとして位置付けており、連結総還元性向30%以上を目標に当該期の業績に連動して実施する方針としています。

この方針に基づき、第154期の期末配当につきましては、以下のとおり1株につき30円といたしたいと存じます。

この結果、中間配当金30円と合わせ、当期の年間配当金は1株につき60円となります。

■期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	**金銭**
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	**当社普通株式1株につき、金30円** **総額 3,000,732,900円**
3	剰余金の配当が効力を生じる日	**2019年3月29日**

〔ご参考〕株主還元の推移

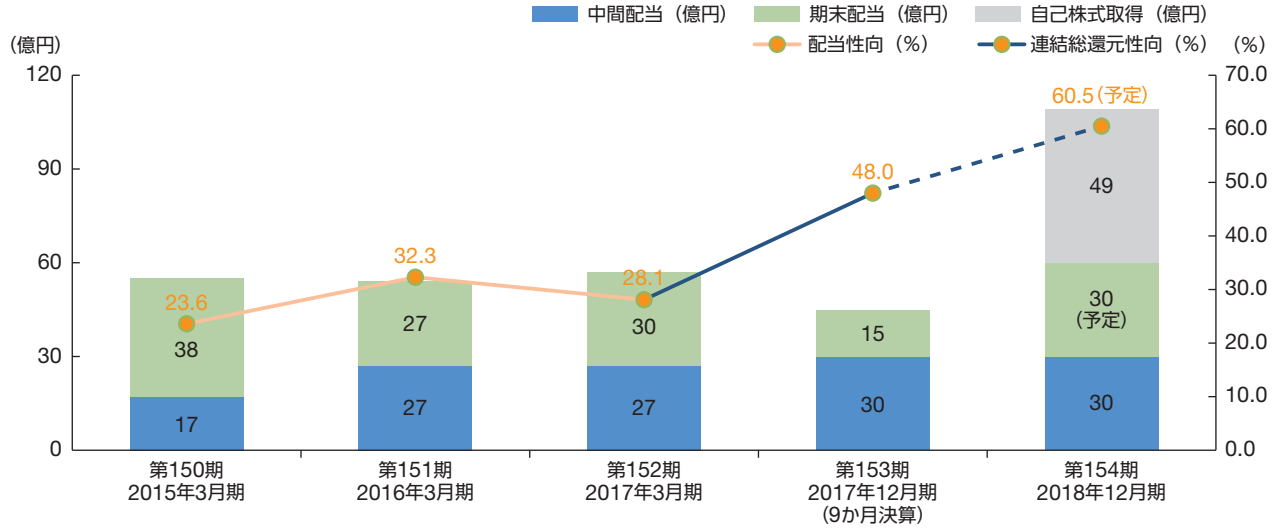

	第150期	第151期	第152期	第153期	第154期
1株当たり中間配当金	18.75	30.00	30.00	30.00	30.00（円）
1株当たり期末配当金	41.25	30.00	30.00	15.00	30.00（円）（予定）

※当社は、2016年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しました。上記のグラフでは、過去4年に遡って比較できるように第150期の期首に株式併合が行われたと仮定して表示しています。

第２号議案　取締役11名選任の件

取締役13名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役を2名減員し、ここに取締役11名の選任をお願いするものです。

本議案の取締役候補者が原案どおり選任されますと、執行役を兼務する取締役の員数が3名から1名に減り独立役員が11名中7名を占める構成となります。さらに独立役員が取締役会議長を務める体制になる予定ですので、より透明性・公正性の高い監督機能を発揮することが可能になると考えております。

なお、取締役候補者は指名委員会が決定しており、当社で定めた「取締役会の役割と取締役選任基準」及び「社外取締役の役割と独立性基準」（27頁及び28頁）に照らし、候補者全員が要件を満たしていることを確認しております。取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏　名（年齢）	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況	取締役候補者 属　性
1	前田（まえだ） 東一（とういち）（満63歳）	取締役　代表執行役社長	100%（14/14回）	再任　非執行
2	浅見（あさみ） 正男（まさお）（満58歳）	執行役常務　（新任取締役候補者）	−%　（−/−回）	新任　執行
3	宇田（うだ） 左近（さこん）（満63歳）	取締役　筆頭社外取締役　指名委員会委員長　報酬委員会委員	100%（14/14回）	再任　社外　独立役員
4	国谷（くにや） 史朗（しろう）（満62歳）	取締役　報酬委員会委員長	86%（12/14回）	再任　社外　独立役員
5	澤部（さわべ） 肇（はじめ）（満77歳）	取締役　報酬委員会委員	100%（14/14回）	再任　社外　独立役員
6	山崎（やまざき） 彰三（しょうぞう）（満70歳）	取締役　監査委員会委員	93%（13/14回）	再任　社外　独立役員
7	大枝（おおえだ） 宏之（ひろし）（満62歳）	取締役　指名委員会委員	100%（10/10回）	再任　社外　独立役員
8	橋本（はしもと） 正博（まさひろ）（満70歳）	取締役　監査委員会委員	100%（10/10回）	再任　社外　独立役員
9	西山（にしやま） 潤子（じゅんこ）（満62歳）	（新任取締役候補者）	−%　（−/−回）	新任　社外　独立役員
10	藤本（ふじもと） 哲司（てつじ）（満66歳）	取締役　監査委員会委員長（常勤）	100%（14/14回）	再任　非執行
11	津村（つむら） 修介（しゅうすけ）（満62歳）	取締役　監査委員会委員（常勤）	100%（14/14回）	再任　非執行

（注）1. 年齢は本定時株主総会時のものです。
2. 大枝宏之、橋本正博の両氏は、2018年3月28日開催の第153期定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しています。

再任…再任取締役候補者　新任…新任取締役候補者　社外…社外取締役候補者　執行…業務執行取締役候補者
非執行…非業務執行の取締役候補者（社内）　独立役員…証券取引所届出独立役員

≪取締役会の構成≫

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、事業経営に関わるそれぞれの分野について、社内外を問わず十分な知識と経験を有する人材で構成するものとします。会社経営の観点から当社にとって重要と考えられる知識・経験を、「法務、リスク管理」、「人事・人材開発」、「財務・会計、資本政策」、「監査」、「(当社における)個別事業経営」、「企業経営、経営戦略」、「研究・開発」、「環境」、「社会」、「内部統制・ガバナンス」の分野と定義し、全ての分野について適切な知見を有することに加えて、当社として特に期待する分野を定めた上で取締役候補者を指名しています。特に監査委員会においては、財務・会計に関する適切な知見を有する複数の人材を含むものとしています。なお、これらの分野は外部環境や会社の状況を踏まえ、適宜見直しを図っていきます。詳細は、「荏原製作所 コーポレートガバナンスに関する基本方針」第9条、第11条、第12条、第13条、第17条をご参照ください。

なお、本基本方針は、以下の当社ウェブサイトをご参照ください。

https://www.ebara.co.jp/about/ir/Governance/governance/index.html

就任予定委員など	当社が取締役候補者(社外及び非執行)に特に期待する分野※								
	法務 リスク管理	人事・ 人材開発	財務・会計 資本政策	監査	企業経営 経営戦略	研究・開発	環境	社会	内部統制・ ガバナンス
会長 指名委員					✻	✻	✻	✻	✻
代表執行役社長	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取締役会議長 指名委員		✻			✻			✻	✻
筆頭社外 報酬委員	✻			✻				✻	✻
報酬委員		✻	✻		✻			✻	✻
監査委員			✻	✻				✻	✻
指名委員		✻	✻		✻			✻	✻
報酬委員 監査委員			✻	✻	✻			✻	✻
監査委員				✻		✻	✻	✻	✻
監査委員			✻	✻				✻	✻
監査委員			✻	✻				✻	✻

指名委員…指名委員会委員候補者　報酬委員…報酬委員会委員候補者　監査委員…監査委員会委員候補者　筆頭社外…筆頭社外取締役候補者

※上記一覧表は、候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

候補者番号

1 前田 東一（まえだ とういち）

1955年12月24日生（満63歳）

出席率（2018年度）

取締役会	100%（14/14回）

再任
非執行
指名委員
会長

株主の皆様へ

2019年度は「成長への飽くなき挑戦」をスローガンとする中期経営計画E-Plan2019の最終年度になります。E-Plan2019の2年間、各施策を計画どおり進捗させましたが、収益性の向上については、目標とするレベルまで成果が得られていないと総括しております。
最終年度の今期、総括に基づく計画の見直しと必要な修正を行い、事業執行をスタートしました。目標である収益性の向上に向けて、グループ全員で努力してまいりますので、今後とも株主の皆様のご理解とご支援をお願い申し上げます。

略歴並びに当社における地位及び担当

1981年	4月	当社入社
2007年	4月	当社執行役員
2010年	4月	当社常務執行役員
2011年	4月	当社風水力機械カンパニー カスタムポンプ事業統括
2011年	6月	当社取締役（現在）
2012年	4月	当社風水力機械カンパニープレジデント
2013年	4月	当社代表取締役社長
2015年	6月	当社代表執行役社長（現在）

所有する当社株式数

15,700株

取締役在任年数

7年9か月
※本総会終結時

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

当社を含む上場会社での役員兼職の状況（予定）

業務執行あり	0社
業務執行なし	1社

※本議案が承認された場合

取締役候補者とする理由

候補者は、風水力事業の責任者を経て社長に就任し、企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮するとともに、指名委員会等設置会社への移行においては、業務執行体制の構築に取り組み、迅速な意思決定による機動的な経営を推進し、競争力強化に尽力いたしました。
候補者には、当社における経営経験及び事業に関する豊富な知識と経験を活かし、特に「企業経営、経営戦略」、「研究・開発」及び「環境」の分野において貢献することが期待できるとともに、今後は取締役会長を兼務する非業務執行の取締役として、公正に経営の監督を遂行すること、また更なるガバナンス体制の強化を目指しリーダーシップを発揮することが可能であると判断し、指名委員会は引き続き取締役候補者としました。

候補者番号
2 浅見 正男（あさみ まさお）
1960年4月7日生（満58歳）

出席率（2018年度）

取締役会	－％ （－/－回）

新任
執行
代表執行役社長

株主の皆様へ
IoT、AI、自動運転など情報化の一層の進展、貿易摩擦の拡大、技術開発競争の激化と事業環境が大きく変わる一方で、持続可能な社会の実現に向けたあらゆるもののスマート化を含む試みは大きなビジネスチャンスを生み出しています。荏原製作所のミッションである社会インフラ、製造インフラの構築に必要な技術とサービスを提供することを通して、豊かな社会の実現に貢献し、株主の皆様のご期待に応えてまいります。

略歴並びに当社における地位及び担当

1986年	4月	当社入社
2010年	4月	当社執行役員
2011年	4月	当社精密･電子事業カンパニー営業統括部長
2014年	4月	当社常務執行役員
2015年	6月	当社執行役常務（現在）
2016年	4月	当社精密･電子事業カンパニープレジデント（現在）

所有する当社株式数
10,600株

取締役在任年数
－ 年
※本総会終結時

重要な兼職の状況
重要な兼職はありません。

当社を含む上場会社での役員兼職の状況（予定）

業務執行あり	1社
業務執行なし	0社

※本議案が承認された場合

取締役候補者とする理由
候補者は、長きにわたり精密･電子事業の営業部門に従事し、海外子会社での拡販や受注活動に大きな実績を上げた後、同事業の責任者として事業理念･経営コミットメントの浸透や組織風土の改善に取り組むとともに、新技術･新市場の開拓においても積極的に推進し強いリーダーシップを発揮しました。
候補者には、代表執行役社長を兼務する取締役として、業務執行の陣頭指揮を執り、更なる成長を目指していくとともに、今後は監督と執行の両面で、取締役会での決議事項や報告事項に対する適切な役割を果たすことが可能であると判断し、指名委員会は取締役候補者としました。

候補者番号

3 宇田 左近（うだ さこん）

1955年5月22日生（満63歳）

出席率（2018年度）

取締役会	100%（14/14回）
指名委員会	100%（13/13回）
報酬委員会	100%（6/6回）
社外取締役会議	100%（14/14回）

再任
社外
独立役員
指名委員
取締役会議長

株主の皆様へ

コーポレートガバナンスにおける取締役会の実効性が問われています。数合わせの社外役員、執行トップに異論を言えない社外役員では取締役会は機能しません。荏原製作所は指名委員会等設置会社への移行後、7名の独立社外取締役が取締役会の実効性に最大限留意してまいりました。今年度就任予定の浅見新社長の戦略実行を各社外取締役の持つ多様な視点から後押しするとともにその実効性を担保することで株主の皆様のご期待に応えられるよう引き続き尽力してまいります。

略歴並びに当社における地位及び担当

1981年 4月	日本鋼管株式会社（現 JFEホールディングス株式会社）入社（1989年7月退職）
1989年 8月	マッキンゼー・アンド・カンパニー入社（2006年2月退職）
2006年 2月	日本郵政株式会社執行役員
2007年10月	同社専務執行役（2008年6月退任）
同	郵便事業株式会社（現 日本郵便株式会社）専務執行役員（2010年6月退職）
2010年 5月	ビジネス・ブレークスルー大学大学院教授（現在）
2010年 7月	株式会社東京スター銀行執行役最高業務執行責任者（2011年6月退任）
2011年 6月	当社取締役（現在）
2012年 9月	原子力損害賠償支援機構（現 原子力損害賠償・廃炉等支援機構）参与（2017年5月退任）
2014年 4月	ビジネス・ブレークスルー大学経営学部長・教授（現在）
2014年 6月	株式会社ビジネス・ブレークスルー取締役（現在）
2015年 6月	公益財団法人日米医学医療交流財団理事
同	当社指名委員会委員長（現在）
2015年 7月	当社筆頭社外取締役（現在）
2016年 4月	ビジネス・ブレークスルー大学副学長（現在）
2016年 9月	東京都顧問（2018年3月退任）
同	東京都都政改革本部特別顧問（2018年3月退任）
2017年 6月	当社報酬委員会委員（現在）
2017年 7月	公益財団法人日米医学医療交流財団専務理事（現在）

所有する当社株式数

600株

取締役在任年数

7年9か月
※本総会終結時

重要な兼職の状況

ビジネス・ブレークスルー大学大学院教授
ビジネス・ブレークスルー大学副学長・経営学部長・教授
株式会社ビジネス・ブレークスルー取締役※
公益財団法人日米医学医療交流財団専務理事
（※は候補者が役員を務める上場会社）

当社を含む上場会社での役員兼職の状況（予定）

業務執行あり	0社
業務執行なし	2社

※本議案が承認された場合

社外取締役候補者とする理由

候補者は経営戦略などの専門家及び会社経営者としてこれまで数多くの企業に携わり、経営戦略や業務改善等に関する提言を行っています。当社の社外取締役として取締役会をはじめとした重要会議において、経営全般の観点から積極的に発言しているほか、筆頭社外取締役として社外取締役会議をリードし取締役会における議論の質の向上に努めています。また指名委員会委員長として取締役候補者の選定等の指名委員会活動を統率するとともに、報酬委員会委員として取締役や執行役の報酬の決定等の活動にも貢献しています。
候補者には、特に「人事・人材開発」及び「企業経営、経営戦略」の分野において、幅広い知識と高い見識を経営の監督に反映していただくとともに、これまでの当社での経験を活かし取締役会の実効性を一層高めるため、今後は取締役会議長として取締役会をリードしていただくことを期待し、指名委員会は引き続き社外取締役候補者としました。

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

宇田左近氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。独立性の基準に関し、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。
なお、東京証券取引所の定める上場規程施行規則に従い提出する独立役員届出書に同氏の属性情報として、同氏が過去に業務執行に携わっていました郵便事業株式会社（現 日本郵便株式会社）と当社グループとの年間取引関係について、以下のように記載しています。

取引対象等	取引の対価の受領者	取引の対価の提供者	取引額の占める割合	比較対象	備考
郵便取扱い等	日本郵便株式会社	当社グループ	0.1%未満（20百万円未満）	同社2019年3月期 第2四半期 連結経常収益	同氏は2010年6月に同社を退職しています。
当社グループの製品及びアフターサービス等	当社グループ	日本郵便株式会社	0.1%未満（60百万円未満）	当社2018年12月期 連結売上高	同氏は2010年6月に同社を退職しています。

候補者番号
4 国谷 史朗（くにや しろう）
1957年2月22日生（満62歳）

出席率（2018年度）

取締役会	86%（12/14回）
報酬委員会	100%（6/6回）
社外取締役会議	93%（13/14回）

再任
社外
独立役員
報酬委員
筆頭社外

株主の皆様へ

競争力のある製品、サービスを生み出すための研究開発とグローバルに事業推進できる人材の確保、育成を十分意識し、めざす事業展開にふさわしい報酬体系の構築、社会インフラを支えることによる社会貢献とコンプライアンスの徹底に留意したいと考えております。

略歴並びに当社における地位及び担当

1982年	4月	弁護士登録（現在）
同		大江橋法律事務所（現 弁護士法人大江橋法律事務所）入所
1987年	5月	ニューヨーク州弁護士登録（現在）
1997年	6月	サンスター株式会社社外監査役（2000年6月退任）
2002年	8月	弁護士法人大江橋法律事務所代表社員（現在）
2006年	6月	日本電産株式会社社外監査役（2010年6月退任）
2012年	3月	株式会社ネクソン社外取締役（現在）
2012年	6月	当社取締役（現在）
2013年	6月	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社社外取締役（現在）
同		武田薬品工業株式会社社外監査役（2016年6月退任）
2015年	6月	当社報酬委員会委員長（現在）
2016年	6月	武田薬品工業株式会社社外取締役（現在）

所有する当社株式数
600株

取締役在任年数
6年9か月
※本総会終結時

重要な兼職の状況

弁護士
ニューヨーク州弁護士
弁護士法人大江橋法律事務所代表社員
株式会社ネクソン社外取締役※
ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社社外取締役※
武田薬品工業株式会社社外取締役※
（※は候補者が役員を務める上場会社）

当社を含む上場会社での役員兼職の状況（予定）

業務執行あり	0社
業務執行なし	4社

※本議案が承認された場合

社外取締役候補者とする理由

候補者は会社法関係、国際取引や知的財産を専門とする弁護士で、これまでも取締役会をはじめとした重要会議で法的観点から積極的に発言しています。また、報酬委員会委員長として、グローバルな観点を含む広い視野に立ち、取締役や執行役の報酬の決定等の報酬委員会の活動にリーダーシップを発揮しています。

候補者には、特に「法務、リスク管理」及び「監査」の分野において、専門的見地と高い見識を経営の監督に反映していただくとともに、これまでの当社での経験を活かし取締役会における議論の質を一層高めるため、今後は筆頭社外取締役として社外取締役会議をリードしていただくことを期待し、指名委員会は引き続き社外取締役候補者としました。なお、候補者は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を果たしていただけると判断しています。

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

国谷史朗氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏と当社グループとの取引関係はなく、同氏は当社の独立性の基準を満たしております。

候補者番号
5 澤部（さわべ） 肇（はじめ）
1942年1月9日生（満77歳）

出席率（2018年度）

取締役会	100%（14/14回）
報酬委員会	83%　（5/6回）
社外取締役会議	93%（13/14回）

再任
社外
独立役員
報酬委員

株主の皆様へ

激変する環境下にあっても、荏原製作所の基本理念に則り、社会的課題を解決しながら、企業価値の持続的拡大を図っているか、株主をはじめとするステークホルダーに代わってモニタリングしていく。又必要に応じて自己の知見を活用し、企業価値の拡大に努めてまいります。

略歴並びに当社における地位及び担当

1964年 4月　東京電気化学工業株式会社（現 TDK株式会社）入社
1996年 6月　同社取締役、記録デバイス事業本部長
1998年 6月　同社代表取締役社長
2006年 6月　同社代表取締役会長
2008年 3月　旭硝子株式会社（現 AGC株式会社）社外取締役（2014年3月退任）
2008年 6月　帝人株式会社社外取締役（2016年6月退任）
同　野村證券株式会社社外取締役（2011年6月退任）
2009年 6月　野村ホールディングス株式会社社外取締役（2011年6月退任）
2011年 3月　株式会社日本経済新聞社社外監査役（現在）
2011年 6月　TDK株式会社取締役 取締役会議長
2011年10月　早稲田大学評議員
2012年 4月　一般社団法人日本能率協会理事（2018年3月退任）
2012年 6月　TDK株式会社相談役（現在）
2014年 7月　早稲田大学評議員会副会長
2015年 6月　株式会社ジャパンディスプレイ社外取締役（2017年6月退任）
同　当社取締役（現在）
同　当社報酬委員会委員（現在）
2018年 7月　早稲田大学評議員会会長（現在）

所有する当社株式数
600株

取締役在任年数
3年9か月
※本総会終結時

重要な兼職の状況

株式会社日本経済新聞社社外監査役
TDK株式会社相談役
早稲田大学評議員会会長

当社を含む上場会社での役員兼職の状況（予定）

業務執行あり	0社
業務執行なし	1社

※本議案が承認された場合

社外取締役候補者とする理由

候補者は電子部品業界を代表する上場企業において長年にわたり経営に携わり、企業経営全般に豊富な経験を有するとともに経営企画等にも精通しています。また上場企業での社外役員経験が豊富で、様々な業界における広範な知識を有しており、これまで取締役会等の重要会議において積極的に発言しています。また、報酬委員会委員として当社の報酬体系の検討や取締役及び執行役の報酬の決定に関わる報酬委員会の活動において、その知見に基づいて貢献しています。
候補者には、特に「人事・人材開発」、「財務・会計、資本政策」及び「企業経営、経営戦略」の分野において、豊富な経験と高い見識を経営の監督に反映していただくことを期待し、指名委員会は引き続き社外取締役候補者としました。

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

澤部肇氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏が相談役を務めていますTDK株式会社と当社グループとの年間取引関係は以下に示すとおりであり、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。

取引対象等	取引の対価の受領者	取引の対価の提供者	取引額の占める割合	比較対象	当該取引額が示す事項（該当する独立性基準※）
精密部品等	TDK株式会社	当社グループ	0.1%未満（3億円未満）	同社2019年3月期 第3四半期 連結売上高	同社全体から見た取引額が僅少であり、独立性に問題のないレベルであること（　2)②　）
当社グループの製品及びアフターサービス等	当社グループ	TDK株式会社	0.1%未満（5百万円未満）	当社2018年12月期 連結売上高	当社グループから見た取引額が僅少であり、独立性に問題のないレベルであること（　2)①　）

※28頁「社外取締役の役割と独立性基準」をご参照ください。

候補者番号
6 山崎 彰三（やまざき しょうぞう）
1948年9月12日生（満70歳）

出席率（2018年度）

取締役会	93%（13/14回）
監査委員会	93%（13/14回）
社外取締役会議	86%（12/14回）

再任
社外
独立役員
監査委員

株主の皆様へ

自己の専門的知見に基づき、社外取締役及び監査委員会メンバーとして、会社のガバナンスを維持し、荏原の事業の発展に尽力いたします。

略歴並びに当社における地位及び担当

1970年11月 等松青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
1974年 9月 公認会計士登録（現在）
1991年 7月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）代表社員（2010年6月退職）
2010年 7月 日本公認会計士協会会長
2013年 7月 同協会相談役（現在）
2014年 4月 東北大学会計大学院教授（2018年3月退職）
2015年 2月 東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社社外監査役（現在）
2015年 6月 当社取締役（現在）
同 当社監査委員会委員（現在）
同 株式会社地域経済活性化支援機構社外監査役（現在）
2017年 6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ社外取締役（現在）

所有する当社株式数
600株

取締役在任年数
3年9か月
※本総会終結時

重要な兼職の状況

公認会計士
日本公認会計士協会相談役
東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社社外監査役
株式会社地域経済活性化支援機構社外監査役
株式会社三井住友フィナンシャルグループ社外取締役※
（※は候補者が役員を務める上場会社）

当社を含む上場会社での役員兼職の状況（予定）

業務執行あり	0社
業務執行なし	2社

※本議案が承認された場合

社外取締役候補者とする理由

候補者は公認会計士であり会計に関し豊富な知識を有しています。また海外での勤務経験や国際財務報告基準（IFRS）対応に携わる等、国際感覚も有しています。これまで取締役会等の重要会議において積極的に発言しているほか、監査委員会委員として公認会計士としての専門的見地から広く監査活動を行っています。
候補者には、特に「財務・会計、資本政策」及び「監査」の分野において、専門的見地と高い見識を経営の監督に反映していただくことを期待し、指名委員会は引き続き社外取締役候補者としました。なお、候補者は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を果たしていただけると判断しています。

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

山崎彰三氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。独立性の基準に関し、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。
なお、東京証券取引所の定める上場規程施行規則に従い提出する独立役員届出書に同氏の属性情報として、同氏が過去に業務執行に携わっていました監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）と当社グループとの年間取引関係について、以下のように記載しています。

取引対象等	取引の対価の受領者	取引の対価の提供者	取引額の占める割合	比較対象	備考
同監査法人主催セミナー参加費雑誌購入費等	有限責任監査法人トーマツ	当社グループ	0.1%未満（5万円未満）	同監査法人2018年5月期業務収入	同氏は2010年6月に同監査法人を退職しています。

候補者番号

7 大枝 宏之（おおえだ ひろし）

1957年3月12日生（満62歳）

出席率（2018年度）

取締役会＊	100%（10/10回）
指名委員会＊	100%（12/12回）
社外取締役会議＊	100%（10/10回）

再任
社外
独立役員
指名委員

株主の皆様へ

私が今まで培ってきた食品メーカの企業経営の知見や経験も活かしながら、企業価値向上及びコーポレートガバナンス体制強化に取り組むとともに、指名委員会委員として人事・人材開発面で荏原製作所の更なる成長・発展に積極的に貢献してまいります。

略歴並びに当社における地位及び担当

1980年	4月	日清製粉株式会社 （現 株式会社日清製粉グループ本社）入社
2009年	6月	株式会社日清製粉グループ本社取締役
2011年	4月	同社取締役社長
2015年	4月	国立大学法人一橋大学経営協議会委員（現在）
2017年	4月	株式会社日清製粉グループ本社取締役相談役
2017年	6月	同社特別顧問（現在）
同		株式会社製粉会館取締役社長（現在）
2017年	12月	日本ユネスコ国内委員会委員（現在）
2018年	3月	当社取締役（現在）
同		当社指名委員会委員（現在）
2018年	6月	積水化学工業株式会社社外取締役（現在）

所有する当社株式数

600株

取締役在任年数

1年
※本総会終結時

重要な兼職の状況

国立大学法人一橋大学経営協議会委員
株式会社日清製粉グループ本社特別顧問
株式会社製粉会館取締役社長
日本ユネスコ国内委員会委員
積水化学工業株式会社社外取締役※
（※は候補者が役員を務める上場会社）

当社を含む上場会社での役員兼職の状況（予定）

業務執行あり	0社
業務執行なし	2社

※本議案が承認された場合

社外取締役候補者とする理由

候補者は製粉・食品業界を代表する上場企業において経営に携わり、企業経営全般に豊富な経験を有するとともにグローバルビジネスに精通しています。またメーカにおける経営トップの立場で事業業績を向上させた実績を有しています。また、指名委員会委員として取締役候補者の選定等の指名委員会の活動において、その知見に基づいて貢献しています。
候補者には、特に「人事・人材開発」、「財務・会計、資本政策」及び「企業経営、経営戦略」の分野において、豊富な経験と高い見識を経営の監督に反映していただくことを期待し、指名委員会は引き続き社外取締役候補者としました。

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

大枝宏之氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏と当社グループとの取引関係はなく、同氏は当社の独立性の基準を満たしております。

＊大枝宏之氏は、2018年3月28日開催の第153期定時株主総会及び同日開催の取締役会において新たに取締役及び指名委員会委員に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会及び各委員会等への出席状況を記載しています。

候補者番号
8 橋本 正博（はしもと まさひろ）
1948年8月28日生（満70歳）

出席率（2018年度）

取締役会＊	100%（10/10回）
監査委員会＊	100%（10/10回）
社外取締役会議＊	100%（10/10回）

再任
社外
独立役員
報酬委員
監査委員

株主の皆様へ

2019年の世界経済は米中貿易摩擦、中国経済の減速懸念といった先行きに対する不透明感が強くなる中、荏原製作所の事業にも直接、間接的にいろいろな影響が出て来るものと考えられます。かかる環境下、社外取締役、報酬委員、監査委員として持続的成長に向けた事業リスクの判断やガバナンスの深化、企業価値の向上に貢献できるよう尽力してまいります。

略歴並びに当社における地位及び担当

1972年 4月	株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行
1998年11月	ダイワプルダニア銀行（インドネシア）社長
1999年 7月	株式会社大和銀行国際部長（2001年6月退職）
2001年 6月	大日本スクリーン製造株式会社（現 株式会社SCREENホールディングス）常務取締役、財務本部長
2004年 6月	同社専務取締役
2005年 6月	同社代表取締役、取締役社長、最高執行責任者（COO）
2014年 4月	同社取締役副会長
2015年 6月	同社相談役（非常勤）（2016年3月退任）
2016年 4月	熊本県産業振興顧問（現在）
2018年 3月	当社取締役（現在）
同	当社監査委員会委員（現在）

所有する当社株式数
600株

取締役在任年数
1年
※本総会終結時

重要な兼職の状況
熊本県産業振興顧問

当社を含む上場会社での役員兼職の状況（予定）

業務執行あり	0社
業務執行なし	1社

※本議案が承認された場合

社外取締役候補者とする理由

候補者は国際金融分野における造詣が深く、財務に関する豊富な知識を有するとともに、半導体製造装置業界を代表する上場企業において長年にわたりトップとして経営に携わり、経営に関する高い見識を有しています。また、監査委員会委員として当社及び当社グループの事業の監査を広く行い、監査委員会の活動に貢献しています。
候補者には、特に「財務・会計、資本政策」、「監査」及び「企業経営、経営戦略」の分野において、幅広い知識と高い見識を経営の監督に反映していただくことを期待し、指名委員会は引き続き社外取締役候補者としました。

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

橋本正博氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。独立性の基準に関し、同氏は当社の独立性の基準を満たしております。なお、同氏の独立性に関して以下のとおり補足いたします。

【政策保有株式の売却について】

当社は同氏が過去に在籍していた株式会社SCREENホールディングスと過去に相互に株式を保有しておりましたが、2016年に両社はともに保有株式を全て売却しております。

【取引銀行出身者ではないと考える理由について】

同氏は、2001年6月まで株式会社大和銀行（現 株式会社りそなホールディングスの設立以前）に勤務しておりましたが、当社は同行からの借入は無く、同氏は当社の取引銀行の出身者に該当しないと考えております。

＊橋本正博氏は、2018年3月28日開催の第153期定時株主総会及び同日開催の取締役会において新たに取締役及び監査委員会委員に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会及び各委員会等への出席状況を記載しています。

候補者番号
9 西山 潤子（にしやま じゅんこ）

1957年1月10日生（満62歳）

出席率（2018年度）

取締役会	－％ （－/－回）

新任
社外
独立役員
監査委員

株主の皆様へ

この度、新たに社外取締役及び監査委員の候補者となりました西山潤子です。ヘルスケア企業において人々の毎日の健康や快適な暮らしに役立つ製品を提案してきた今までの知見や経験を活かしながら、荏原製作所の健全な成長と、更なる企業価値の向上に貢献してまいります。また、監査委員が持つべき3つの目（株主の目・法律の目・社会の目）で律する倫理観と信念を持ち、コーポレートガバナンス体制向上の更なる取り組みに尽力してまいります。

略歴並びに当社における地位及び担当

1979年 4月 ライオン油脂株式会社（現 ライオン株式会社）入社
2006年 3月 同社購買本部製品部長
2007年 3月 同社生産本部第2生産管理部 製品購買担当部長
2009年 1月 同社研究開発本部包装技術研究所長
2014年 1月 同社CSR推進部長
2015年 3月 同社常勤監査役（2019年3月退任予定）

所有する当社株式数

0株

取締役在任年数

－ 年
※本総会終結時

重要な兼職の状況

ライオン株式会社常勤監査役※（2019年3月退任予定）
（※は候補者が役員を務める上場会社）

当社を含む上場会社での役員兼職の状況（予定）

業務執行あり	0社
業務執行なし	1社

※本議案が承認された場合

社外取締役候補者とする理由

候補者はヘルスケア業界を代表する上場企業において、研究開発、環境推進等に従事するとともに、常勤監査役として全社事業の監査にも携わり、企業経営全般に豊富な経験を有しています。
候補者には、特に「監査」、「研究・開発」及び「環境」の分野において、豊富な経験と高い見識を経営の監督に反映していただくことを期待し、指名委員会は社外取締役候補者としました。

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

西山潤子氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。
なお、独立性の基準に関し、同氏が常勤監査役を務めていますライオン株式会社と当社グループとの年間取引関係は以下に示すとおりであり、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。

取引対象等	取引の対価の受領者	取引の対価の提供者	取引額の占める割合	比較対象	当該取引額が示す事項（該当する独立性基準※）
当社グループの製品及びアフターサービス等	当社グループ	ライオン株式会社	0.1%未満（1百万円未満）	当社2018年12月期連結売上高	当社グループから見た取引額が僅少であり、独立性に問題のないレベルであること（ 2)① ）

※28頁「社外取締役の役割と独立性基準」をご参照ください。

候補者番号
10 藤本 哲司（ふじもと てつじ）
1953年1月9日生（満66歳）

出席率（2018年度）

取締役会	100%（14/14回）
監査委員会	100%（14/14回）

再任
非執行
監査委員

株主の皆様へ

荏原グループは、創業以来100年以上にわたり広く社会に貢献する製品とサービスを提供してきました。絶えず変化する世の中にあって、私たちは時代を先取りし積極的に研究開発や事業のグローバル化を進めて、新たな価値を創造し続けなければなりません。
私は、取締役及び監査委員として業務執行部門に対する監督業務を担ってきた経験を活かし、経営者が適切なリスク管理のもと果敢にチャレンジし成果を上げて、株主価値向上につながるよう後押しし、以って株主の負託に応えます。

略歴並びに当社における地位及び担当

1976年	4月	当社入社
2004年	4月	当社執行役員
同		当社管理本部財務・管理統括
2007年	6月	当社取締役（現在）
2008年	4月	当社常務執行役員
2011年	4月	当社経理財務・連結経営・内部統制担当
2012年	4月	荏原環境プラント株式会社 代表取締役社長（2013年4月退任）
2012年	6月	当社専務執行役員
2013年	4月	当社環境事業カンパニープレジデント
2015年	6月	当社監査委員会委員長（現在）

所有する当社株式数
55,800株

取締役在任年数
11年9か月
※本総会終結時

重要な兼職の状況
重要な兼職はありません。

当社を含む上場会社での役員兼職の状況（予定）

業務執行あり	0社
業務執行なし	1社

※本議案が承認された場合

取締役候補者とする理由

候補者は、当社にて経理財務部門での豊富な経験があり、経理財務、連結経営を統括するとともに、環境事業の責任者として経営の一角を担ってきました。
特に「財務・会計、資本政策」及び「監査」の分野における専門的な知見を有しており、監査委員会委員長として監査委員会活動においてリーダーシップを発揮しています。候補者には、専門的な知見や業務執行経験等を活かして、非業務執行の取締役及び社内の状況に精通した監査委員会委員としての職責を担いつつ、公正で客観的に経営の監督を遂行することが可能であると判断し、指名委員会は引き続き取締役候補者としました。

候補者番号

11 津村 修介（つむら しゅうすけ）

1956年4月5日生（満62歳）

出席率（2018年度）

取締役会	100%（14/14回）
監査委員会	100%（14/14回）

再 任
非執行
監査委員

株主の皆様へ

当社を取り巻く経営環境が激しく変動するなか、成長に向けてグローバルな事業展開を進めるうえで、グループガバナンスの強化が不可欠です。当社が社会に必要とされ続ける会社であるために、企業の成熟度を高め強固な内部管理体制の構築をスピード感を持って推し進めていくことが重要な課題と認識しています。私は、これまでの経験を活かし公正で実効性の高い監視、監督に努めてまいります。

略歴並びに当社における地位及び担当

1981年	4月	当社入社
2009年	7月	当社財務･管理統括部財務室長
2012年	4月	当社連結経営推進室長
2013年	4月	当社経理財務統括部副統括部長
2014年	6月	当社常勤監査役
2015年	6月	当社取締役（現在）
同		当社監査委員会委員（現在）

所有する当社株式数

12,146株

取締役在任年数

3年9か月
※本総会終結時

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

当社を含む上場会社での役員兼職の状況（予定）

業務執行あり	0社
業務執行なし	1社

※本議案が承認された場合

取締役候補者とする理由

候補者は、当社や当社関係会社にて経理財務部門での豊富な経験があることに加えて、当社が監査役会設置会社であった時代には、当社常勤監査役として独立した立場から、経営に対して監視、監督する役割を担ってきました。現在は、特に「財務･会計、資本政策」及び「監査」の分野における専門的な知見に基づいて、監査委員会委員として委員会運営を支えるなど貢献しています。
候補者には、非業務執行の取締役として公正に経営の監督を遂行するとともに、社内出身の監査委員会委員として、適切な委員会運営を推進することが可能であると判断し、指名委員会は引き続き取締役候補者としました。

（注） 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する特記事項は、次のとおりであります。

(1)当社は、宇田左近、国谷史朗、澤部肇、山崎彰三、大枝宏之、橋本正博の6氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、本議案において6氏の再任が承認可決された場合には、6氏は引き続き独立役員となります。また、西山潤子氏の選任が承認可決された場合には、同氏は新たに独立役員となります。

(2)宇田左近、国谷史朗、澤部肇、山崎彰三、大枝宏之、橋本正博の6氏が最後に選任された後、在任中の当社における法令違反について該当の事実はありません。

(3)宇田左近、国谷史朗、澤部肇、山崎彰三、大枝宏之、橋本正博、西山潤子の7氏が過去5年間に他の株式会社の役員に就任していた場合において、その在任中の当該他の株式会社における法令違反等について該当の事実はありません。

(4)社外取締役候補者の独立性等

①社外取締役候補者は、いずれも、過去に当社又は当社子会社の業務執行者又は役員であった事実はありません。

②社外取締役候補者は、いずれも、現在当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、過去5年間にも該当の事実はありません。

③社外取締役候補者は、いずれも、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬等を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていた事実もありません。

④社外取締役候補者は、いずれも、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

⑤社外取締役候補者は、いずれも、過去2年間に当社が合併等を行った会社の業務執行者であった事実はありません。

3. 責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

(1)当社と宇田左近、国谷史朗、澤部肇、山崎彰三、大枝宏之、橋本正博の6氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。なお、本議案において6氏の再任が承認可決された場合には、当社は引き続き6氏と同様の契約を継続する予定であります。

(2)本議案において西山潤子氏の選任が承認可決された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

4. 本議案が承認された場合には、指名、報酬及び監査委員会の構成について以下を予定しております。

指名委員会	宇田 左近、大枝 宏之、前田 東一
報酬委員会	国谷 史朗、澤部　肇、橋本 正博
監査委員会	山崎 彰三、橋本 正博、西山 潤子、藤本 哲司、津村 修介

なお、各委員会の委員長については、委員の互選により決定することとしています。

取締役会の役割と取締役選任基準

取締役会は、すべてのステークホルダーの立場について合理的な範囲で最大限の考慮をしつつ、株主から負託された「企業価値を継続的に向上させる」という命題を実現するために最善の努力を払わなければなりません。不祥事等のダウンサイドリスクを未然に防ぐための統制環境を整える観点（守りの姿勢）に加えて、アップサイドリスク、即ち事業機会の逸失を防止するために経営陣が果敢な挑戦を行えるような環境を整える観点（攻めの姿勢）においてリーダーシップを発揮することが求められます。

守りと攻めの両面でリーダーシップ発揮を可能とするために、取締役会は、多様な意見を交わすことで内輪の議論に陥ることを避けつつ、最良の結論を導き出すことのできる場でなければなりません。そのためには事業経営の観点から重要である事項について、社内外を問わず十分な知識と経験を有する人材で構成される必要があります。取締役には、自身が特定の分野において十分な専門的知見を有することに加えて、専門知識を有する構成員からの意見及び社内外からの情報に基づいて判断を下せる幅広い見識や論理的思考力を有することが求められます。

また、取締役会は、業務執行を担う経営陣に対する実効的な監督を可能とし、かつ業務執行の進捗状況及びその結果について業務執行とは独立した立場から客観的に評価し意見を述べることを可能とするために、監督と執行の明確な役割分担を実現しなければなりません。そのための機関設計として、業務執行の権限と責任を執行役に委任可能な指名委員会等設置会社を採用し、コーポレートガバナンスの要諦をなす指名、報酬及び監査の各委員会を取締役会内に設けると同時に、業務執行取締役を現実的な範囲で最小限とした上で、独立社外取締役※を含む非業務執行の取締役を有効に活用することが望まれます。

このような観点から取締役会の構成にあたっては、独立社外取締役、社内の非業務執行の取締役及び業務執行取締役のバランスを考慮しつつ、独立社外取締役を全取締役の半数以上とした上で、独立社外取締役を含めた非業務執行の取締役を全取締役の過半数とします。

また、取締役会内に設置される指名、報酬及び監査委員会はその独立性と客観性を確保するために非業務執行の取締役のみで構成し、各委員会の委員の過半数は独立社外取締役とします。

※「独立社外取締役」：当社の独立性基準を満たし、東京証券取引所へ独立役員として届け出ている社外取締役をいいます。
当社の社外取締役はすべて独立社外取締役です。

取締役会の構成

上記の「取締役選任基準」を基に選任された本議案可決後の取締役会は、以下のような構成となります。

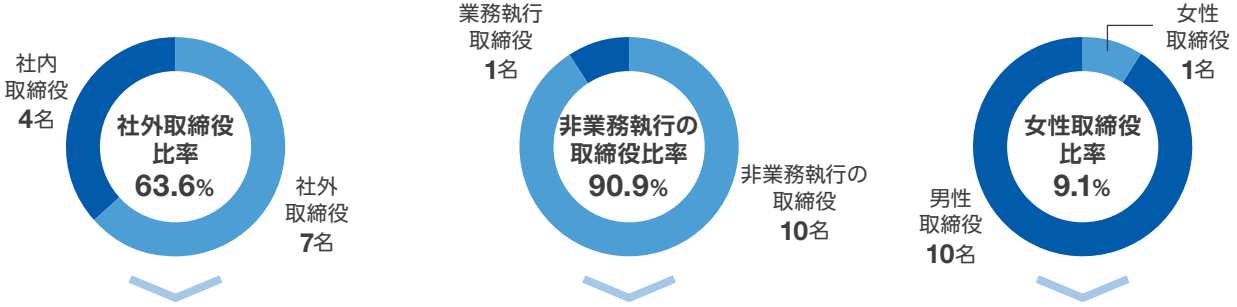

社外取締役の役割と独立性基準

社外取締役は、取締役会が決定した経営戦略ないし経営計画に照らして、当社の経営の成果及び執行役のパフォーマンスを随時検証・評価し、株主共同の利益の観点から、現執行役に経営を委ねることの適否について判断し、意見を表明することを、その主たる役割の一つとします。

社外取締役候補者は、業務執行とは完全に独立した立場で経営の本質に関する議論に参加できるよう、全員が高い独立性を有するとともに、会社経営の観点から重要と考えられる分野において十分な専門的知見を有する人物より決定します。

また、東京証券取引所が定める独立性基準を基に独自の独立性基準を設けています。

【社外取締役の独立性基準】

社外取締役には当社との間で重大な利害関係がない独立性のある者を選任するものとする。「重大な利害関係がない独立性のある者」とは以下に掲げる事項のいずれにも該当しない者を言う。

1）会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件に該当しない、当社及び当社子会社の内部従事者及び内部出身者

2）当社及び当社連結子会社（以下、「荏原グループ」）と重要な取引関係がある企業の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役、執行役員又は業務を執行する社員に5年以内になったことのある者。「荏原グループと重要な取引関係がある企業」とは以下のいずれかに該当するものを言う。

① 荏原グループの過去3年間の連結売上高に対し1年度でも2%以上の売上を行った企業

② 荏原グループの過去3年間の調達で1年度でも調達先企業において連結売上高の2%以上に該当した企業

③ 荏原グループの過去3年間の平均年度末借入残高が多い金融機関上位二行

3）当社の大株主又はその利益を代表する者

具体的には、取締役候補者選定時から過去2年以内に発行済株式総数の10%以上を保有していた株主又はその利益を代表していた企業の取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人

4）荏原グループに専門的サービスを提供している者

“専門的サービス”は、提供内容により以下の区分を行う。

① 公認会計士

過去5年以内に荏原グループの会計監査業務に直接従事していた者

② 弁護士、税理士、弁理士、司法書士又は経営コンサルタント

過去3年以内に荏原グループにサービス業務を提供し、年間1,000万円（税込）以上の報酬を得たことがある者

5）荏原グループから寄付、融資、債務保証を受けている者又は受けている営利団体に所属している者

6）第1号又は第2号のいずれかに該当する親族を二親等以内に有する者又はそれ以外の親等でも該当する親族と同居している者

7）荏原グループから取締役又は監査役を受け入れている会社の取締役、監査役、執行役又は執行役員に現在就任している者

以上

第154期　事業報告（2018年1月1日から2018年12月31日まで）

当社は、事業のグローバル化が進展する中、業績等経営情報の開示のさらなる適時・適正化を図るため、前連結会計年度より当社及び従来3月決算であった連結子会社の決算日を3月31日から12月31日に変更し、当社と連結子会社の決算日を12月31日に統一しました。

以下、増減については「前年度同一期間」との比較で記載しています。（前年度同一期間とは、当連結会計年度に対応する期間〔2017年1月1日から2017年12月31日まで〕を指します。）

1　企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

① 業績の全般的概況

当連結会計年度における世界経済は、中国景気の減速や米国の通商問題を巡る影響により下振れリスクが顕在化したものの、全体としては緩やかに回復しました。当社の事業環境においても、通商問題、原油価格の低迷、半導体メモリメーカの投資延期といった懸念事項がありましたが、石油化学産業では投資水準の回復が継続し、半導体産業においても比較的高い投資水準が維持されました。

この結果、当連結会計年度の受注高は、風水力事業、環境プラント事業、精密・電子事業のいずれも前年度同一期間を上回りました。売上高は、環境プラント事業が減少したものの、風水力事業と精密・電子事業の増加により、前年度同一期間を上回りました。営業利益は、主に風水力事業の減少により前年度同一期間を下回りました。

当連結会計年度における売上高は5,091億75百万円（前年度同一期間比0.3%増）、営業利益は324億82百万円（前年度同一期間比11.4%減）、経常利益は312億81百万円（前年度同一期間比11.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は減損損失の計上などにより182億62百万円（前年度同一期間比19.9%減）となりました。

業績ハイライト

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
5,091億75百万円	324億82百万円	312億81百万円	182億62百万円
前年度同一期間比 0.3%増↗	前年度同一期間比 11.4%減↘	前年度同一期間比 11.8%減↘	前年度同一期間比 19.9%減↘

② 財産及び損益の状況の推移

区分 ＼ 年度		第151期 (2015年度)	第152期 (2016年度)	第153期 (2017年度)	第153期 (2017年度) (前年度同一期間)	第154期 (2018年度) (当連結会計年度)
受注高	(百万円)	491,280	477,956	413,569	506,082	575,576
売上高	(百万円)	486,235	476,104	381,993	507,809	509,175
営業利益	(百万円)	38,011	29,995	18,115	36,649	32,482
経常利益	(百万円)	36,471	28,464	16,529	35,481	31,281
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	17,254	20,587	9,531	22,785	18,262
1株当たり当期純利益	(円)	37.12	213.71	93.84	224.35	179.94
総資産	(百万円)	579,860	588,457	612,919	—	591,592
純資産	(百万円)	250,444	277,509	284,788	—	286,778
ROIC	(%)	4.8	5.6	2.5	—	4.9
ROE	(%)	7.2	8.0	3.5	—	6.6

(注) 1. 第153期は決算期変更により、2017年4月1日から2017年12月31日までの9か月間となります。
2. 2016年10月1日付で当社普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しています。1株当たり当期純利益は、第152期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しています。
なお、第151期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定した場合の推移は、以下のとおりです。

区分 ＼ 年度		第151期 (2015年度)	第152期 (2016年度)	第153期 (2017年度)	第153期 (2017年度) (前年度同一期間)	第154期 (2018年度) (当連結会計年度)
1株当たり当期純利益	(円)	185.58	213.71	93.84	224.35	179.94

3. 第152期において、第151期に行われた企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第151期の総資産について暫定的な会計処理の確定の内容を反映させています。

③ 事業の種類別セグメントの概況

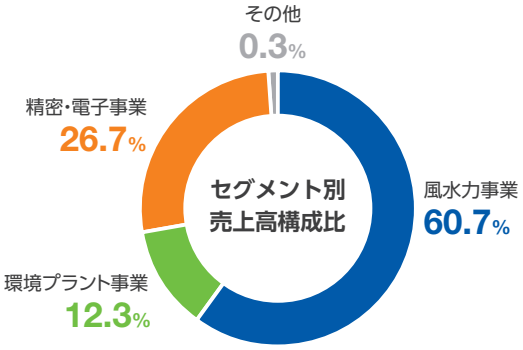

セグメント別売上高

	第153期 (前年度同一期間)	第154期 (当連結会計年度)	前年度同一期間比
風水力事業	3,041億67百万円	3,089億99百万円	1.6%増
環境プラント事業	699億73百万円	628億12百万円	10.2%減
精密・電子事業	1,320億15百万円	1,357億9百万円	2.8%増

ポンプ

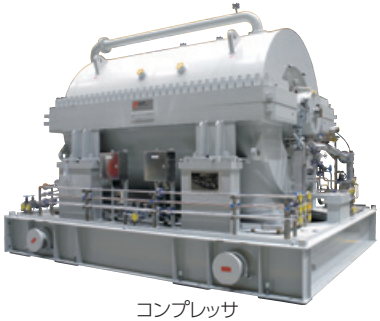

コンプレッサ

冷凍機

風水力事業

主要製品

ポンプ、コンプレッサ、タービン、
冷凍機、冷却塔、送風機

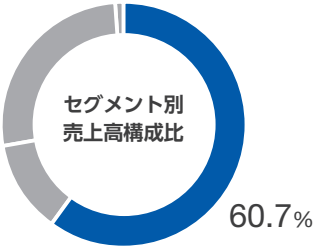

売上高推移

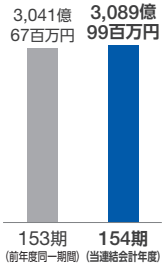

セグメント利益推移

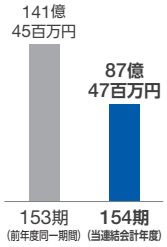

ポンプ事業

国内において建築着工棟数は前年度同一期間並みで推移しましたが、社会インフラの更新・補修に対する投資は前年度同一期間を下回りました。海外では、電力関連の受注は前年度同一期間並みとなりましたが、石油・ガス市場での顧客の投資意欲の回復、水インフラ向けの大型案件の受注もあり、受注は堅調に推移しました。

コンプレッサ・タービン事業

新規製品では投資水準が回復しているものの、大型案件での厳しい価格競争は継続しています。サービスへの投資水準も回復基調にあり、特にインド、中東を中心として動きが活性化しています。

冷熱事業

国内市況は前年度同一期間並みでした。中国市況は鈍化する傾向にありましたが、新製品の投入等により前年度同一期間の受注を上回りました。

当連結会計年度における風水力事業の売上高は3,089億99百万円(前年度同一期間比1.6%増)、セグメント利益は87億47百万円(前年度同一期間比38.2%減)となりました。

廃棄物焼却プラント

テクニカルサポートセンター

バイオマス発電プラント

環境プラント事業

主要製品

都市ごみ焼却プラント、産業廃棄物焼却プラント、水処理プラント

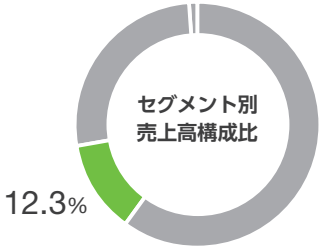

売上高推移

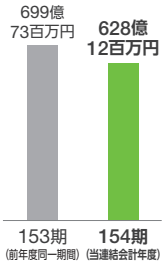

セグメント利益推移

環境プラント事業

公共向け廃棄物処理施設の建設工事(EPC)の市場発注量は例年を下回ったものの、既存施設の運転及び維持管理(O&M)の発注量は例年どおり推移しました。また、民間企業でのバイオマス燃料を用いた発電施設の建設需要は継続しています。このような市況の中、公共向け大型案件を中心に着実に受注を積み増し、前年度同一期間の受注を大幅に上回りました。

当連結会計年度における環境プラント事業の売上高は628億12百万円(前年度同一期間比10.2%減)、セグメント利益は49億4百万円(前年度同一期間比0.9%減)となりました。

ドライ真空ポンプ

CMP装置

めっき装置

精密・電子事業

主要製品

真空ポンプ、CMP装置、めっき装置、排ガス処理装置

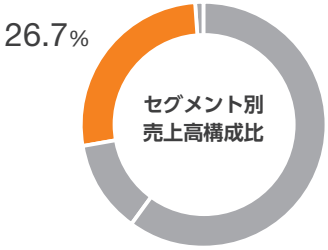

売上高推移

セグメント利益推移

精密・電子事業

半導体関連の設備投資で期末に向けて一部顧客で投資の調整があったものの、特にメモリ向け投資に牽引されて依然として高い投資水準が継続しました。この結果、受注は前年度同一期間と同様に高い水準を維持しています。

当連結会計年度における精密・電子事業の売上高は1,357億9百万円(前年度同一期間比2.8%増)、セグメント利益は185億67百万円(前年度同一期間比6.6%増)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、生産能力拡大及び生産性向上を目的とした設備への投資を中心に193億64百万円を実施しました。なお、投資金額には、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資も含めています。

そのうち、事業の種類別セグメントの設備投資は以下のとおりです。なお、投資金額にはセグメント間取引を含めています。

セグメントの名称	設備投資額(百万円)	設備投資の内訳
風水力事業	10,645	生産能力の維持増強及び生産性向上を目的とした投資を行いました。
環境プラント事業	788	情報設備や機能向上を目指した技術開発を中心に投資を行いました。
精密・電子事業	6,740	生産能力増強を中心に投資を行いました。

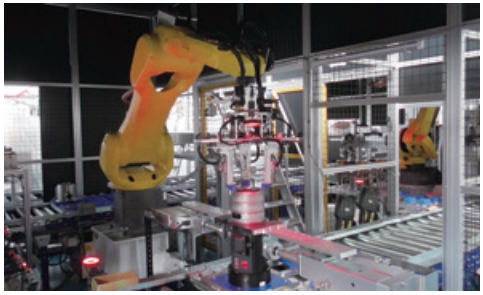
藤沢事業所のポンプ自動組立ライン

生産能力を従来の1.5倍に増強させたイタリアのポンプ工場

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、長期借入金6億89百万円及び短期借入金233億47百万円の資金調達を行いました。

一方、2018年12月に普通社債100億円を償還したほか、長期借入金24億62百万円及び短期借入金458億45百万円を返済しました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2019年度を目標年度とする3か年の中期経営計画「E-Plan2019」に基づき、世界規模で事業展開し成長する産業機械メーカへとさらなる発展を目指すために、全事業の収益性を徹底的に改善することを目標とし、「成長への飽くなき挑戦」を実践していきます。

また、当社グループはその実践に向け、その基盤となる人事制度、組織、働き方改革を含む企業風土改革を実行していきます。

(ご参考)　中期経営計画「E-Plan2019」

以下の5つの基本方針のもと、E-Plan2019計画期間を「成長への飽くなき挑戦」を実践する期間と位置付け、全事業の収益性を高めるための施策に注力しています。

1. グループ基本方針

E-Plan2019のグループ基本方針を5つ策定しました。

グループ基本方針の構造

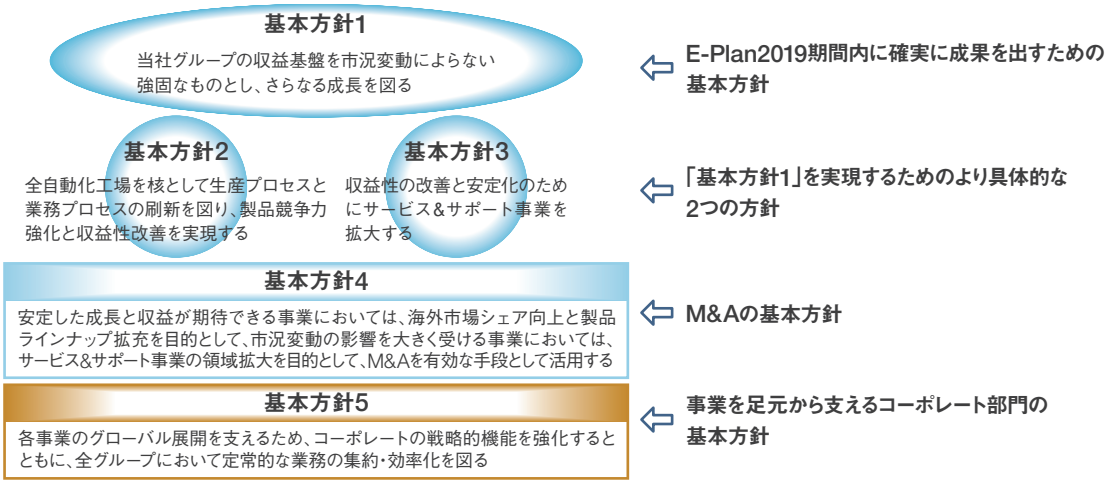

2. 計画の進捗状況及び計画最終年度において達成すべき目標

(1) 重要経営指標：投下資本利益率(ROIC)

項目 ＼ 年度	第153期(2017年度)	第154期(2018年度)(当連結会計年度)	第155期(2019年度)(計画)	E-Plan 2019 目標
グループ全体	2.5%	4.9%	5.6%	8.0%以上

(2) 事業遂行上の重点指標：売上高営業利益率

グループ全体でのROIC8.0%以上を達成すべく、各事業において売上高営業利益率を「事業遂行上の重点指標」と位置付けます。

項目 ＼ 年度	第153期(2017年度)	第154期(2018年度)(当連結会計年度)	第155期(2019年度)(計画)	E-Plan 2019 目標
グループ全体	4.7%	6.4%	6.5%	9.0%以上
風水力事業	0.6%	2.8%	4.8%	8.5%以上
ポンプ事業	0.9%	3.5%	5.7%	8.0%以上
コンプレッサ・タービン事業	1.6%	2.2%	3.2%	11.0%以上
冷熱事業	3.8%	1.2%	6.1%	7.0%以上
環境プラント事業	6.6%	7.8%	8.2%	11.0%以上
精密・電子事業	12.7%	13.7%	10.0%	12.0%以上

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	本社所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社荏原エリオット	千葉県 袖ケ浦市	百万円 450	※ 100.0 %	コンプレッサ、タービン、ブロワの製造・販売、アフターサービス
荏原冷熱システム株式会社	東京都 大田区	百万円 450	100.0	冷凍機、冷却塔の製造・販売、アフターサービス
株式会社荏原電産	東京都 大田区	百万円 450	100.0	電気機械器具の製造・販売、電気設備及び計装工事の施工
株式会社荏原風力機械	三重県 鈴鹿市	百万円 445	100.0	送風機の製造・販売、アフターサービス
荏原環境プラント株式会社	東京都 大田区	百万円 5,812	100.0	廃棄物処理施設の設計・施工及び運転・維持管理
株式会社荏原フィールドテック	神奈川県 藤沢市	百万円 475	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、試運転、アフターサービス
株式会社荏原エージェンシー	東京都 大田区	百万円 80	100.0	ビジネスサポートサービス、保険・旅行代理業
Ebara International Corporation	米国	千米ドル 35,250	※ 100.0	超低温用水中ポンプの製造・販売
EBARA BOMBAS AMÉRICA DO SUL LTDA.	ブラジル	千ブラジルレアル 99,106	※ 100.0	深井戸用水中モータ・ポンプ及び陸上ポンプ製品の製造販売
荏原機械（中国）有限公司	中国	千米ドル 61,938	100.0	標準ポンプの製造・販売、アフターサービス
荏原機械淄博有限公司	中国	千米ドル 41,000	※ 100.0	大型ポンプ、高圧ポンプの製造・販売
嘉利特荏原泵業有限公司	中国	千米ドル 11,000	51.0	プロセスポンプ、高圧ポンプの製造・販売
Ebara Engineering Singapore Pte.Ltd.	シンガポール	千シンガポールドル 6,625	100.0	カスタムポンプ、標準ポンプ等の販売、アフターサービス、 真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
Ebara Pumps Europe S.p.A.	イタリア	千ユーロ 22,400	100.0	ステンレスプレスポンプ、鋳物ポンプの製造・販売
Elliott Company	米国	千米ドル 1	※ 100.0	コンプレッサ、タービンの製造・販売、アフターサービス
Elliott Ebara Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポールドル 340	※ 100.0	コンプレッサ、タービンのアフターサービス
荏原冷熱システム（中国）有限公司	中国	百万円 1,888	※ 100.0	冷凍機、冷却塔の製造･販売
青島荏原環境設備有限公司	中国	百万円 3,150	※ 100.0	ボイラ・熱交換器等の製缶品の製造・販売
Ebara Technologies Incorporated	米国	千米ドル 44,560	※ 100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
上海荏原精密機械有限公司	中国	百万円 495	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
Ebara Precision Machinery Korea Incorporated	韓国	百万ウォン 5,410	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
台湾荏原精密股份有限公司	台湾	千台湾ドル 330,000	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
Ebara Precision Machinery Europe GmbH	ドイツ	千ユーロ 11,145	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス

（注）※印は、間接保有を含む比率です。

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ 重要な関連会社の状況

会社名	本社所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
		百万円	%	
水ing株式会社	東京都港区	5,500	33.3	水処理、環境衛生施設の設計･施工及び運転･維持管理

（ご参考）関係会社数（2018年12月31日現在）

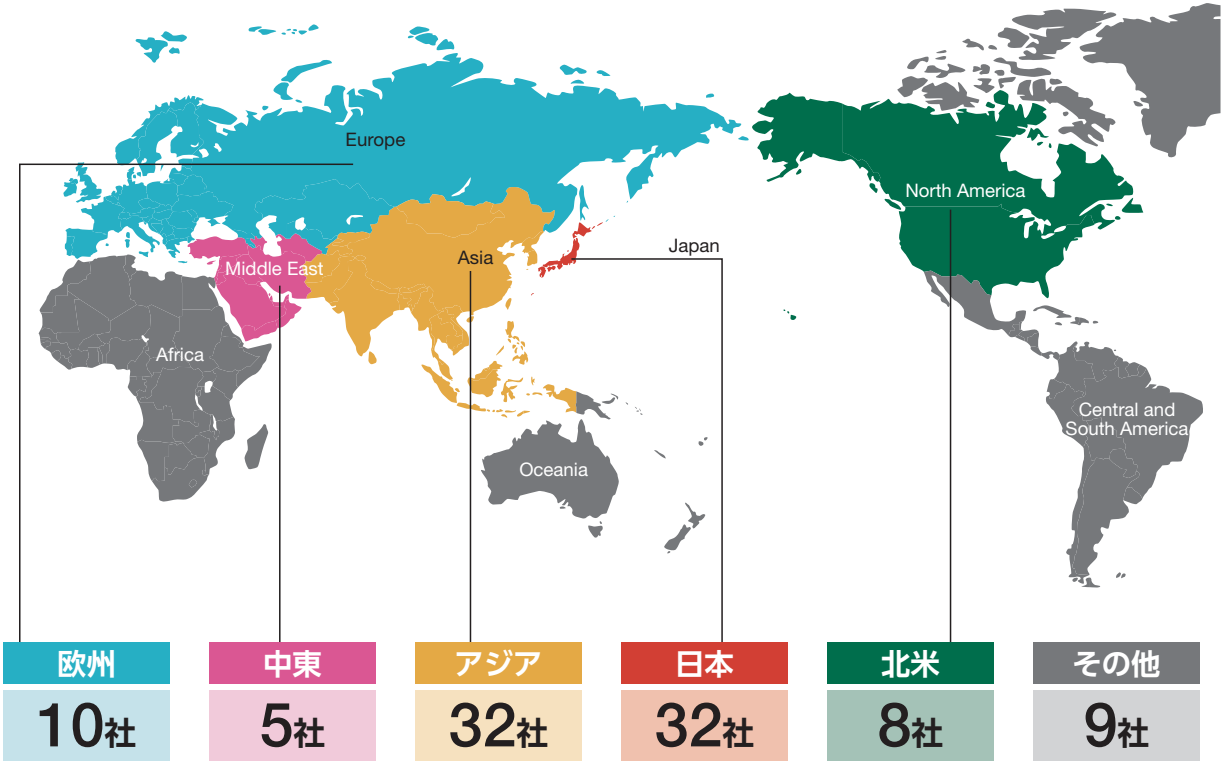

(6) 主要な事業内容 (2018年12月31日現在)

事業	主要製品
風水力事業	ポンプ、コンプレッサ、タービン、冷凍機、冷却塔、送風機
環境プラント事業	都市ごみ焼却プラント、産業廃棄物焼却プラント、水処理プラント
精密・電子事業	真空ポンプ、CMP装置、めっき装置、排ガス処理装置

(7) 主要な営業所及び工場 (2018年12月31日現在)

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都大田区	中袖地区事務所	千葉県袖ヶ浦市
北海道支社	札幌市白石区	富津事業所	千葉県富津市
室蘭事務所	北海道室蘭市	藤沢事業所	神奈川県藤沢市
東北支社	仙台市宮城野区	中部支社	名古屋市西区
北陸支社	新潟市中央区	鈴鹿事業所	三重県鈴鹿市
羽田事務所	東京都大田区	大阪支社	大阪市北区
羽田東事務所	東京都大田区	中国支社	広島市西区
東京支社	東京都大田区	九州支社	福岡市博多区
北関東支社	さいたま市北区	熊本事業所	熊本県玉名郡
袖ヶ浦事業所	千葉県袖ヶ浦市		

② 重要な子会社

前記の「(5) 重要な親会社及び子会社の状況②重要な子会社の状況」をご参照ください。

③ 重要な関連会社

前記の「(5) 重要な親会社及び子会社の状況④重要な関連会社の状況」をご参照ください。

(8) 従業員の状況 (2018年12月31日現在)

セグメントの名称	従業員数	前年度末比増減数
風水力事業	10,972名	175名増
環境プラント事業	2,588名	34名減
精密・電子事業	2,260名	193名増
その他・共通部門	736名	3名増
合　計	16,556名	337名増

(注) 従業員数は就業人員数を記載しています。

(9) 主要な借入先 (2018年12月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	19,686
株式会社三菱UFJ銀行	14,533
株式会社日本政策投資銀行	7,000
株式会社商工組合中央金庫	3,500
株式会社三井住友銀行	2,918
三井住友信託銀行株式会社	1,947

(注) 上記のほか、シンジケートローンによる借入金(総額10,000百万円)があります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、旧本社・羽田工場の跡地についてヤマト運輸株式会社との譲渡契約に従い明渡しが完了していますが、その後、同社の物流ターミナル建設工事に伴い石綿含有スレート片が発見され、2012年3月28日、同社より譲渡契約における債務不履行又は瑕疵担保責任を理由に85億5百万円及び遅延損害金の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起されました。2016年4月28日、東京地方裁判所は、同社の請求の一部を認め、当社に対し56億18百万円及び遅延損害金の支払いを命じ、同社のその余の請求を棄却する旨の判決がありました。その後、当社は、本判決について2016年5月17日に控訴の申立てを行いましたが、2018年6月28日、東京高等裁判所は当社の控訴を一部棄却し、当社に対し59億52百万円及び遅延損害金の支払いを命ずる旨の判決がありました。当社は、2018年7月11日に最高裁判所に上告及び上告受理申立てを行い、ヤマト運輸株式会社は上告受理申立てを行っていましたが、2019年1月29日に、最高裁判所はいずれの上告提起及び上告受理申立てについても、上告棄却及び上告不受理の決定をいたしました。これをもって、東京高等裁判所の判決は確定し、同訴訟は終結しました。

2 会社の株式に関する事項（2018年12月31日現在）

（1）当社が発行する株式に関する事項

① 発行可能株式総数

200,000,000株

② 発行済株式の総数

101,957,853株（前年度末比174,600株増加）
（うち、自己株式の数　1,933,423株）

③ 資本金の額

79,066,812,923円（前年度末比251,092,000円増加）

④ 株主数

22,234名（前年度末比813名増加）

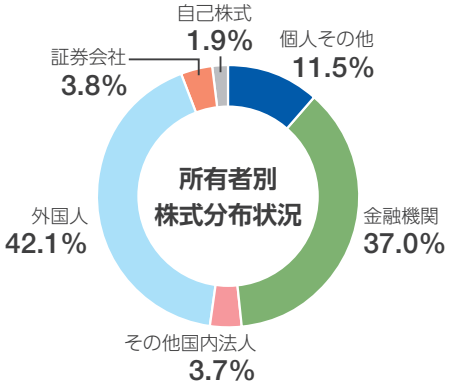

⑤ 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,347	10.3
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	7,961	8.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,536	6.5
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	4,189	4.2
全国共済農業協同組合連合会	2,054	2.1
株式会社みずほ銀行	2,000	2.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,737	1.7
HSBC TRINKAUS AND BURKHARDT AG RE: DE-CLTS A/C RE AIF	1,651	1.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）	1,537	1.5
JP MORGAN CHASE BANK 385151	1,527	1.5

（注）1. 当社は、自己株式を1,933千株保有していますが、上記大株主からは除外しています。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

⑥ その他株式に関する重要な事項

ア. 譲渡制限付株式の発行

当社は、2018年3月8日開催の報酬委員会において、当社の取締役、執行役及び一部従業員並びに当社子会社の一部取締役及び一部従業員に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的とした新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度並びに業績連動型株式報酬制度を導入することを決議しました。これを受け、同年4月9日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として、新株式の発行を行うことを決議し、同年5月8日に普通株式104,600株を発行しています。これにより、資本金及び資本準備金がそれぞれ194,294,500円増加しています。

イ. 新株予約権の行使による新株式の発行

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が70,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ56,797,500円増加しています。

ウ. 自己株式の取得

(a) 当社は、2018年11月13日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第38条に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得しました。

- 取得した株式の種類　当社普通株式
- 取得した株式の総数　1,742,100株
- 株式の取得価額の総額　4,999,765,874円
- 取得期間　2018年11月14日～2018年12月14日
- 取得理由　資本効率の向上を図るため

(b) 当社は、2019年2月13日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第38条に基づき、自己株式の取得について決議しました。

- 取得対象株式の種類　当社普通株式
- 取得し得る株式の総数　7,000,000株（上限）
- 株式の取得価額の総額　15,000百万円（上限）
- 取得期間　2019年2月14日～2019年9月20日
- 取得理由　資本効率の向上を図るため

(2) 当社が保有する株式に関する事項

① 株式の政策保有に関する方針

当社は、原則として政策保有株式を保有しません。ただし、株式の保有を通じた保有先との提携が当社グループの企業価値向上に資すると判断される場合に限り保有することがあります。また、これらの政策保有株式については、その保有の合理性につき以下の事項を取締役会において定期的に精査し、合理性の薄れた株式について、売却等の手段により保有を随時解消する方針とします。

【保有合理性の確認】

ア. 保有先との提携に重要性があり、その関係継続が必要であること。

イ. 保有に伴うリターンやリスクが資本コストに見合っていること。

② 政策保有株式の議決権行使の基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、保有先及び当社グループの中長期的な企業価値向上に資するものであるか否かを勘案の上、個別の議案ごとに賛否を判断します。その場合において、当社は、以下の事項を重視し、必要に応じて議案の内容等について保有先と対話します。

ア. 定款変更

イ. 取締役の選任等

ウ. 買収防衛策

エ. 剰余金処分

③ 当社が純投資目的以外の目的で保有する株式の銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

区分 ＼ 年度		第151期 (2015年度)	第152期 (2016年度)	第153期 (2017年度)	第154期 (2018年度) (当連結会計年度)
銘柄数		71銘柄	56銘柄	50銘柄	**46銘柄**
うち上場会社の銘柄数		29銘柄	14銘柄	9銘柄	**9銘柄**
貸借対照表計上額の合計額	(百万円)	16,620	14,487	13,973	**10,551**
うち上場会社の合計額	(百万円)	12,734	10,602	10,091	**6,369**

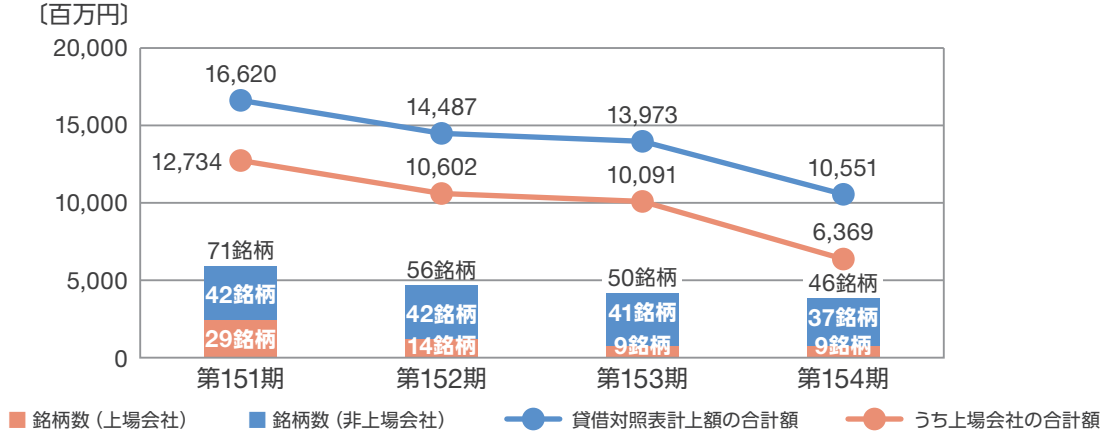

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に在任する当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2018年12月31日現在)

名称(発行日)	業績達成条件	役員の保有状況 取締役(社外取締役を除く)(注)1.	役員の保有状況 社外取締役	役員の保有状況 執行役(注)1.	目的となる株式の種類及び数(注)2.	行使時の払込金額	行使期間	行使条件(注)3.
第1回新株予約権(2009年11月5日)	有り	59個(1名)		79個(4名)	当社普通株式27,600株	1株当たり1円	2011年7月1日～2024年11月5日	(a)
第2回新株予約権(2010年9月28日)	有り	0個(0名)		3個(1名)	当社普通株式600株	1株当たり1円	2011年7月1日～2024年11月5日	(a)
第3回新株予約権(2011年9月27日)	有り	102個(1名)		319個(9名)	当社普通株式84,200株	1株当たり1円	2014年7月1日～2026年6月30日	(a)
第4回新株予約権(2012年10月1日)	有り	0個(0名)		18個(1名)	当社普通株式3,600株	1株当たり1円	2014年7月1日～2026年6月30日	(b)
第5回新株予約権(2013年10月1日)	有り	34個(1名)		37個(3名)	当社普通株式14,200株	1株当たり1円	2014年7月1日～2026年6月30日	(b)
第6回新株予約権(2014年10月1日)	有り	44個(1名)		299個(8名)	当社普通株式68,600株	1株当たり1円	2017年7月1日～2029年6月30日	(b)
第7回新株予約権(2015年10月1日)	有り	0個(0名)		49個(5名)	当社普通株式17,200株	1株当たり1円	2017年7月1日～2029年6月30日	(b)
	無し	27個(1名)	10個(5名)				2018年10月1日～2029年6月30日	
第8回新株予約権(2016年10月1日)	有り	0個(0名)		31個(3名)	当社普通株式21,000株	1株当たり1円	2017年7月1日～2029年6月30日	(b)
	無し	64個(3名)	10個(5名)				2019年10月1日～2029年6月30日	
第9回新株予約権(2017年10月1日)	有り	25個(3名)		271個(12名)	当社普通株式38,400株	1株当たり1円	2020年4月1日～2032年3月31日	(c)(d)
	無し	78個(3名)	10個(5名)				2020年10月1日～2032年3月31日	(c)

（注）1. 取締役及び執行役保有分には、新株予約権発行時に当該取締役及び執行役が執行役員の地位にあったときに付与されたものが含まれています。また、取締役を兼務する執行役保有分については、執行役の欄に記載しています。なお、第1回から第8回新株予約権の個数は、達成業績に応じて権利が確定しています。

2. 2016年10月1日付で当社普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しています。これに伴い、第1回から第8回新株予約権の目的となる株式の種類及び数を1個につき200株とし、第9回新株予約権の目的となる株式の種類及び数は1個につき100株とします。

3. 新株予約権の行使条件は、次のとおりです。

(a) 割当てを受けた新株予約権者は、当社の取締役又は執行役、執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。

(b) 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役又は執行役、執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。

(c) 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又はオフィサー・参与に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。

(d) 2019年度を目標年度とする3か年の中期経営計画「E-Plan2019」の最終年度に係る当社の達成業績（連結投下資本利益率（ROIC））が目標業績（8.0%）に達した場合には、割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た個数のみ、本新株予約権を行使することができる。

(2) 当事業年度中に当社従業員並びに子会社役員及び従業員に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 当社のコーポレートガバナンス

① コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社は、「創業の精神」、「企業理念」、「荏原グループCSR方針」から構成される「荏原らしさ」を当社グループのアイデンティティ／共有すべき価値観と定め、この「荏原らしさ」のもと、持続的な事業発展を通じた企業価値の向上及び株主への利益還元を経営上最も重要な事項と位置付け、その実現のために、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。

当社は、「荏原製作所 コーポレートガバナンスに関する基本方針」を策定しており、次に掲げる基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

ア. 当社は、株主の権利を尊重し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組みます。

イ. 当社は、顧客、取引先、従業員及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。また、これらのステークホルダーの権利・立場を尊重し、健全に業務を遂行する企業文化・風土を醸成していきます。

ウ. 当社は、会社情報の適切な開示を通じて、企業経営の透明性の確保に努めます。

エ. 当社は、独立社外取締役※が重要な役割を担い、かつ独立社外取締役を含む非業務執行の取締役を中心とするガバナンス体制を構築します。当社は、経営において監督と執行の明確な分離を実現するため、機関設計として「指名委員会等設置会社」を採用します。

オ. 当社は、「IR基本方針」を別途定め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するように、株主・投資家との間で建設的な対話を行います。

※「独立社外取締役」：当社の独立性基準を満たし、東京証券取引所へ独立役員として届け出ている社外取締役をいいます。当社の社外取締役は全て独立社外取締役です。

② 各機関の役割と構成

2018年12月31日現在におけるコーポレートガバナンス体制は以下のとおりです。

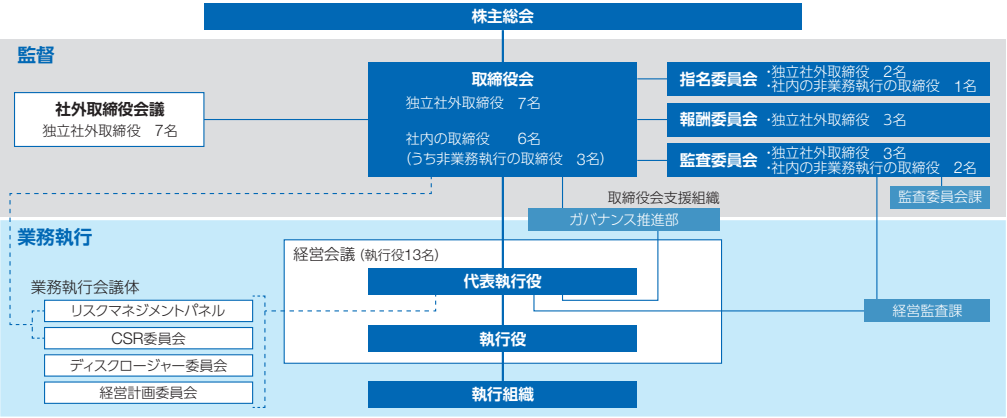

ア．監督

(a) 取締役会

取締役会は、「企業戦略などの大きな方向性を示すこと」、「業務執行における適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと」及び「独立した客観的な立場から業務執行に対する実効性の高い監督を行うこと」の3点を主な役割としています。また、取締役会は、不祥事等のダウンサイドリスクを未然に防ぐための統制環境を整える観点（守りの姿勢）に加えて、アップサイドリスク、即ち事業機会の逸失を防止するために経営陣が果敢な挑戦を行えるような環境を整える観点（攻めの姿勢）においてリーダーシップを発揮します。取締役会は、監督と執行の明確な分離を実現するため、少なくとも全取締役の3分の1以上を独立社外取締役とし、全取締役の過半数を、非業務執行の取締役によって構成します。また、取締役会の議長には非業務執行の取締役が就任し、代表執行役社長との分離を図っています。

2018年12月31日現在の取締役会は、取締役13名で構成され、そのうち非業務執行の取締役が10名（うち女性1名を含む7名が独立社外取締役）です。当事業年度は14回開催しました。

(b) 指名委員会

指名委員会は、株主総会に提案する取締役の選任及び解任に関する議案の決定、執行役の選任及び解任に関する取締役会への提言並びに役付取締役・役付執行役の選定及び解職に関する取締役会への提言に加えて、代表執行役社長の承継プランの策定を主な役割としています。指名委員会は、非業務執行の取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役とします。

2018年12月31日現在の指名委員会は、非業務執行の取締役3名で構成され、そのうち2名が独立社外取締役です。当事業年度は13回開催しました。

(c) 報酬委員会

報酬委員会は、取締役及び執行役の個人別の報酬等に関する方針、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容などの決定に加えて、関係会社を含む役員報酬体系に関わる取締役会への提言などを主な役割としています。報酬委員会は、非業務執行の取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役とします。

2018年12月31日現在の報酬委員会は、非業務執行の取締役3名で構成され、その全員が独立社外取締役です。当事業年度は6回開催しました。

(d) 監査委員会

監査委員会は、当社及び当社の子会社の取締役・執行役又は従業員などが法的義務及び社内規程を遵守しているかについて監査するとともに、執行役が取締役会の定めた経営の基本方針及び中長期の経営計画などに従い、健全、公正妥当かつ効率的に業務を執行しているかを監視し検証します。監査委員会は、非業務執行の取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役とします。

2018年12月31日現在の監査委員会は、非業務執行の取締役5名で構成され、そのうち3名が独立社外取締役です。当事業年度は14回開催しました。

(e) 社外取締役会議

独立社外取締役がその責務を果たす上で十分な情報を入手し、課題等への認識共有を図るために必要な協議を自由に行う場として、独立社外取締役のみで構成される社外取締役会議を設置しています。互選により選定された筆頭社外取締役が議長を務めます。当事業年度は14回開催しました。

イ．業務執行

(a) 経営会議

経営の業務執行に関する重要事項について、代表執行役社長が意思決定を行うために必要な審議を行う業務執行会議体として、全執行役で構成する「経営会議」を設置しています。執行役は、取締役会から委任された職責範囲のみならず、経営会議の全審議事項に対して、自らの経験及び知見に基づき、当社グループ全体最適の観点から積極的に意見を表明し、議論を尽くしています。経営会議は毎月開催しています。当事業年度は12回開催しました。

(b) 経営計画委員会

中期経営計画を年度別に具体化するために、各組織の年度ごとの予算及び経営課題行動計画の審議・決定とそのフォローアップを行う業務執行会議体として、代表執行役社長が委員長を務め、全執行役で構成する「経営計画委員会」を設置しています。各事業単位での段階的審議を経て、経営計画委員会において予算及び経営課題行動計画を決定し、部門責任の明確化と経営効率の増進を図っています。経営計画委員会は、連結の年度経営計画の進捗状況を四半期ごとに審議しています。当事業年度は4回開催しました。

(c) リスクマネジメントパネル

リスク管理活動を統括し、審議、改善指導･支援を行う機関として、リスクマネジメントパネル（以下、「RMP」といいます。）を設置しています。RMPは代表執行役社長を議長とし、全執行役により構成しています。また、リスク管理における監督機能を発揮するために非業務執行の取締役が陪席し、必要に応じて助言等を行っています。RMPの審議状況は取締役会に報告され、取締役会は情報を的確に捉えて、監督機能を発揮できる体制を整備しています。RMPは四半期ごとに定期開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。当事業年度は合わせて7回開催しました。

(d) CSR委員会

CSR委員会は、荏原グループCSR方針に関わる活動の維持・発展及び課題について審議し、CSR活動の方針を決定するとともに、CSRに関する重点課題（マテリアリティ）、対応方針、重要成果指標（KPI）を決定し、進捗と達成状況を確認しています。また、荏原グループCSR方針と荏原グループ行動基準に基づき、当社及び子会社のコンプライアンス状況を監視し、適宜改善指示を行っています。CSR委員会は代表執行役社長を委員長とし、執行役が委員を務め、コンプライアンスに関する社外窓口を担当する弁護士がアドバイザーとして参加しています。また、CSR委員会の目的に資する監督機能を発揮するため、同委員会への非業務執行の取締役の陪席を推奨し、非業務執行の取締役が必要に応じて助言等を行っています。CSR委員会の審議状況は取締役会に報告され、取締役会は情報を的確に捉えて、監督機能を発揮できる体制を整備しています。CSR委員会は四半期ごとに定期開催され、当事業年度は4回開催しました。

(e) ディスクロージャー委員会

当社グループ全体に係る発生事実、決定事実及び決算情報等の会社情報について、公正かつ適時、適正な開示に対応するため、社内横断組織であるディスクロージャー委員会を設置しています。ディスクロージャー委員会は、開示是非判断の対象となる会社情報を漏れなく収集し、その情報開示の是非、開示内容及び開示時期を審議し、代表執行役社長に上申します。また、社内承認手続の完了後に開示手続を行います。当事業年度は7回開催しました。

③ 代表執行役社長の選任・解任プロセス及び後継者計画

当社は、経営陣において特に中心的な役割を担う代表執行役社長の選任・解任の基準・方針の策定・実施を、当社における最も重要な戦略的意思決定であると位置付けています。

【代表執行役社長の選任・解任プロセス】

代表執行役社長の選任については、指名委員会で策定した代表執行役社長の選任基準及び方針に基づき、指名委員会が最終候補者を取締役会に提言し、取締役会で決定します。指名委員会は、定期的又は随時に、現任の代表執行役社長について、後継者計画において定めた代表執行役社長の資質に関する要件への適性を確認するものとし、代表執行役社長が退任するときには、当該後継者計画に基づき、代表執行役社長の後継者に関し、取締役会へ提言を行います。また、取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、代表執行役社長がその機能を十分に発揮していないと認められる場合に、代表執行役社長の解任の是非を議論するための独立性・客観性のあるプロセスを確立しています。具体的には、指名委員会が、現任の代表執行役社長の適性について定期的な確認を行う際に、単年度連結業績が3決算期連続して指名委員会の定める基準に未達の場合、特段の事由が無い限り、指名委員会は現任の代表執行役社長の再任について推奨しないことを取締役会へ提案し、取締役会で解任の是非に関する議論を行うこととしています。

【代表執行役社長の後継者計画】

当社の経営戦略の実現に取り組み、成長ビジョンの軌道に乗せる次期代表執行役社長を選出するため、指名委員会が中心となり、代表執行役社長の後継者計画を策定するとともに、経営者としての適性を備えた候補者群を継続的かつ計画的に育成するためのプログラムを策定し、いつでも適任者を推薦できる体制の確保に取り組んでいます。指名委員会は、後継者計画に基づき、社長に求める必要な能力、資質（ポテンシャル）、経験・知識・スキルを荏原流「経営者のあるべき像」として特定し、その具体的な判定方法・判定基準を定めるとともに、幅広い年齢層からの候補者の選定、育成の実施、育成状況の確認に主体的に関与しています。

④ 取締役に対するトレーニングの方針

取締役会を有効に機能させるための環境整備の一環として、新任の取締役には、就任前又は就任後速やかに取締役の職責を果たすために必要な、財務・法務・コーポレートガバナンス等に関する知識・知見を習得する機会を設けています。新任の独立社外取締役には、当社グループへの理解を深めることを目的として、当社グループの経営戦略、財務状態、経営課題、その他重要な事項について、担当執行役等から説明を行うとともに、事業拠点への視察等を通じて知識・知見を習得する機会を適宜設けています。また、取締役就任後においても、社外有識者による講義等の機会を提供する等、適宜適切なトレーニングの機会の設定に努めています。

⑤ 取締役会評価の実施

当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでいます。コーポレートガバナンスを有効に機能させるために、取締役会がどのように貢献しているかを検証し、課題を抽出し、改善を図る目的で、毎年、取締役会自身が取締役会全体の実効性について分析・評価を実施し、その結果の概要を開示しています。毎年の評価では、前年度に課題として認識された事項の改善状況の検証を行い、その結果を踏まえて次の課題を抽出しており、連続性のある改善サイクルを回しています。

【当事業年度の取締役会評価について】

当社取締役会は、前年度に引き続き、第三者機関の協力を得て、全取締役に対し、質問票の配付及びその回答結果を踏まえた個別インタビューを実施し、これらの回答結果に基づき、取締役会の現状及び前年度の取締役会の課題に対する改善状況の分析を行いました。この分析結果に基づき取締役会で議論をし、取締役会の実効性について評価を行い、今後の対応を取りまとめました。

なお、取締役会評価の結果概要については、以下の当社ウェブサイトにて掲載しています。

https://www.ebara.co.jp/about/ir/library/corporategovernance/index.html

取締役会の実効性評価のサイクル

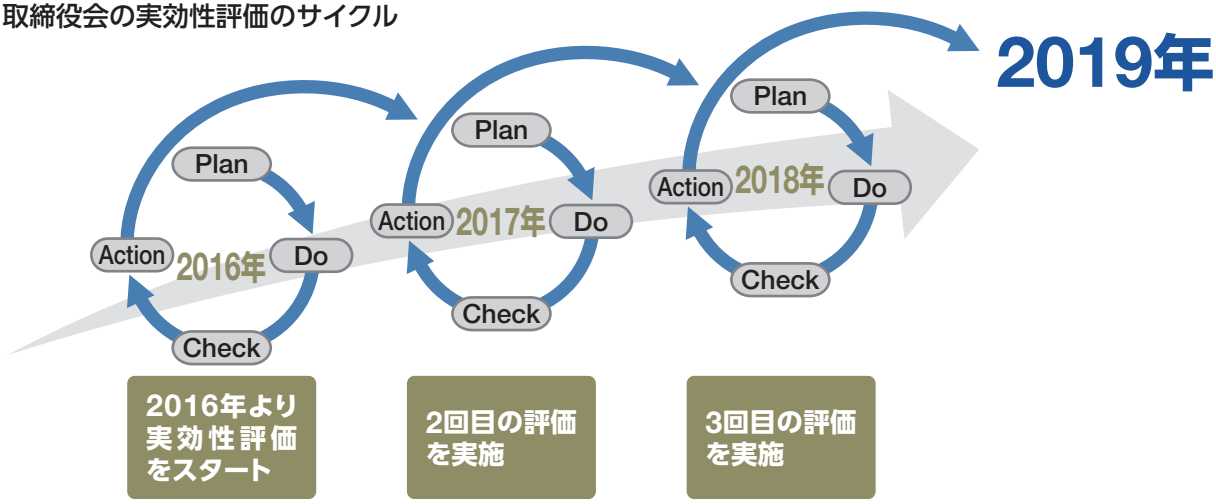

(2) 取締役及び執行役の氏名等 (2018年12月31日現在)

① 取締役

氏名	地位	担当、重要な兼職の状況
矢後 夏之助	取締役会長	取締役会議長 指名委員会委員
前田 東一	取締役 代表執行役社長	
宇田 左近	取締役	筆頭社外取締役 指名委員会委員長 報酬委員会委員 ビジネス・ブレークスルー大学大学院 教授 ビジネス・ブレークスルー大学 副学長・経営学部長・教授 株式会社ビジネス・ブレークスルー 取締役 公益財団法人日米医学医療交流財団 専務理事
国谷 史朗	取締役	報酬委員会委員長 弁護士 ニューヨーク州弁護士 弁護士法人大江橋法律事務所 代表社員 株式会社ネクソン 社外取締役 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 社外取締役 武田薬品工業株式会社 社外取締役
佐藤 泉	取締役	監査委員会委員 佐藤泉法律事務所 弁護士 一般社団法人日本鉄リサイクル工業会 非常勤理事 慶應義塾大学大学院法務研究科 非常勤講師 公益財団法人自動車リサイクル促進センター 評議員 東京都公害審査会委員
澤部 肇	取締役	報酬委員会委員 株式会社日本経済新聞社 社外監査役 TDK株式会社 相談役 早稲田大学評議員会 会長
山崎 彰三	取締役	監査委員会委員 公認会計士 日本公認会計士協会 相談役 東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社 社外監査役 株式会社地域経済活性化支援機構 社外監査役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 社外取締役

氏名	地位	担当、重要な兼職の状況
大枝宏之	取締役	指名委員会委員 国立大学法人一橋大学経営協議会委員 株式会社日清製粉グループ本社 特別顧問 株式会社製粉会館 取締役社長 日本ユネスコ国内委員会委員 積水化学工業株式会社 社外取締役
橋本正博	取締役	監査委員会委員 熊本県産業振興顧問
藤本哲司	取締役	監査委員会委員長（常勤）
大井敦夫	取締役 執行役専務	環境事業カンパニープレジデント 兼 荏原環境プラント株式会社 代表取締役社長
津村修介	取締役	監査委員会委員（常勤）
野路伸治	取締役 執行役専務	風水力機械カンパニープレジデント 兼 冷熱事業担当

（注）1. 取締役　宇田左近、国谷史朗、佐藤泉、澤部肇、山崎彰三、大枝宏之、橋本正博の7氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 取締役　宇田左近、国谷史朗、佐藤泉、澤部肇、山崎彰三、大枝宏之、橋本正博の7氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。当社は、東京証券取引所に対して、宇田左近、国谷史朗、佐藤泉、澤部肇、山崎彰三、大枝宏之、橋本正博の7氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しています。
3. 監査委員　藤本哲司、津村修介の両氏は、当社の経理財務部門の責任者を務めた経験があり、山崎彰三氏は公認会計士の資格を有しています。また、橋本正博氏は大日本スクリーン製造株式会社（現 株式会社SCREENホールディングス）において財務本部長を務めた経験があり、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
4. 取締役　大枝宏之、橋本正博、野路伸治の3氏は、2018年3月28日開催の第153期定時株主総会において、新たに選任され、就任しました。
5. 取締役　並木正夫、松原亘子、辻村学の3氏は、2018年3月28日開催の第153期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。
6. 社外取締役の各氏の重要な兼職先と当社との間にはいずれも特別な関係はありません。
7. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役全員との間で責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。
8. 当社は、監査委員会活動の実効性を高めるため、当社の内部統制に精通している取締役による執行部門からの情報収集や内部監査部門等からの報告受領、子会社の監査等による情報の把握及び各種会議への出席を継続的・実効的に行う必要があることから、社内出身の非業務執行の取締役である藤本哲司及び津村修介の両氏を常勤の監査委員として選定しています。
9. 2019年1月7日をもって下記のとおり異動がありました。

氏名	担当、重要な兼職の状況	
	変更後	変更前
大井敦夫	荏原環境プラント株式会社 代表取締役会長	荏原環境プラント株式会社 代表取締役社長

② 執行役

氏名	地位	担当、重要な兼職の状況
前田東一*	代表執行役社長	
辻村学	執行役専務	技術・研究開発・知的財産担当
大井敦夫*	執行役専務	環境事業カンパニープレジデント 兼 荏原環境プラント株式会社 代表取締役社長
野路伸治*	執行役専務	風水力機械カンパニープレジデント 兼 冷熱事業担当
木村憲雄	執行役常務	風水力機械カンパニー カスタムポンプ事業部長 兼 荏原機械淄博有限公司 董事長
浅見正男	執行役常務	精密・電子事業カンパニープレジデント
長峰明彦	執行役	経理財務統括部長
宮下俊彦	執行役	風水力機械カンパニー コンプレッサ・タービン事業担当
勝岡誠司	執行役	精密・電子事業カンパニー CMP事業部長
喜田明裕	執行役	風水力機械カンパニー システム事業部長
沖山喜明	執行役	風水力機械カンパニー 標準ポンプ事業部長 兼 荏原機械（中国）有限公司 董事長
永田修	執行役	グループ経営戦略統括部長
中山亨	執行役	法務・総務・内部統制・リスク管理統括部長

(注) 1. * 印が付された者は、取締役を兼務する執行役です。
2. 執行役　沖山喜明、永田修、中山亨の3氏は、2018年3月28日開催の取締役会において、新たに選任され、就任しました。
3. 執行役常務　市原昭、執行役　飯島久の両氏は、2018年3月28日開催の取締役会終結の時をもって任期満了により退任しました。
4. 2019年1月7日をもって下記のとおり異動がありました。

氏名	担当、重要な兼職の状況	
	変更後	変更前
大井敦夫	荏原環境プラント株式会社 代表取締役会長	荏原環境プラント株式会社 代表取締役社長

(3) 取締役及び執行役の報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役及び執行役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）									
		基本報酬		賞与		ストックオプション		譲渡制限付株式報酬		業績連動型株式報酬	
		支給人数	金額	支給人数	金額	支給人数	金額	支給人数	金額	支給人数	金額
取締役（社外取締役を除く）	177	3名	131			3名	14	3名	28	3名	3
社外取締役	98	9名	92			7名	1	7名	5		
執行役	610	15名	310	13名	172	14名	37	13名	47	13名	42
合計	886	27名	533	13名	172	24名	53	23名	80	16名	45

（注）1. 取締役を兼務する執行役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しています。
2. 執行役の報酬等の額には、子会社の役員を兼務している執行役が子会社から受け取った報酬額79百万円を含めた総額を記載しています。
3. 非業務執行の取締役（社外取締役を除く）の基本報酬（業績連動部分に限る。）及び執行役の賞与は、当事業年度の当社グループの業績・担当部門の業績並びに個人の業績評価に基づいて算定し、報酬委員会での審議を経て、個別の額を決定しています。
4. 基本報酬は、2018年12月31日在任の取締役及び執行役に対して、各取締役及び執行役の当事業年度の在任期間に応じて支払った基本報酬、2018年3月28日開催の第153期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名のうち執行役を兼務しない2名及び同日開催の取締役会終結の時をもって退任した執行役2名に対して、当事業年度の在任期間に応じて支払った基本報酬の合計額を記載しています。
5. 賞与は、2018年12月31日在任の執行役に対して、当事業年度を対象期間とした賞与（2019年3月支給予定）の総額を記載しています。
6. 2017年度をもってストックオプション制度を廃止し、2018年度からは譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度を導入しています。
7. 当事業年度はストックオプションの新たな付与を行っていませんが、過年度の付与分のうち当事業年度に費用計上した金額を記載しています。
8. ストックオプションは、2018年12月31日在任の取締役及び執行役に対して、各取締役及び執行役の当事業年度の在任期間に応じて過年度に付与したストックオプション、2018年3月28日開催の第153期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名のうち執行役を兼務しない2名及び同日開催の取締役会終結の時をもって退任した執行役2名に対して、当事業年度の在任期間に応じて過年度に付与したストックオプションの合計額を記載しています。なお、ストックオプションは、新株予約権の公正価格を算定し、当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。
9. 譲渡制限付株式報酬は、2018年12月31日在任の取締役及び執行役に対して付与した譲渡制限付株式報酬のうち当事業年度に費用計上した金額を記載しています。
10. 業績連動型株式報酬は、2018年12月31日在任の取締役及び執行役に対し、2020年5月支給予定の業績連動型株式報酬のうち、当事業年度に費用計上した金額を記載しています。
11. 当事業年度において、報酬等の総額が1億円以上となる取締役又は執行役はいません。

② 当社の役員が受ける報酬等の決定に関する方針

取締役及び執行役の報酬等については報酬委員会で決定しています。

ア．取締役に対する報酬

(a) 報酬制度の目的と基本方針

取締役に対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営理念及び経営戦略に合致した執行役の業務の遂行を促し、また監督するため、取締役会及び各委員会等における役割等を反映した報酬水準・報酬体系としています。

(b) 報酬の体系

取締役の報酬は、基本報酬及び企業価値の持続的な向上並びに株主との一層の価値共有が可能な株式報酬（譲渡制限付株式報酬・業績連動型株式報酬）で構成されます。また、取締役会議長、筆頭社外取締役及び各委員会委員長に対しては、役割や責任の大きさ及びその職務の遂行に係る時間数等を踏まえた手当を支給しています。

a. 社外取締役

取締役の過半数を占める社外取締役は、業務執行とは完全に独立した立場でその役割と責任を果たすことを期待されていることから、業績に連動しない基本報酬及び譲渡制限付株式報酬とします。

b. 非業務執行の取締役（社外取締役を除く）

非業務執行の取締役（社外取締役を除く）は、その経験と知識に基づいて社内の状況について積極的に情報収集を行うことができる社内出身者を選任しています。取締役会が監督機能を果たすために必須な執行状況のモニタリングを行い、自らの知見に基づいて重要事項の執行について適切な監督を行い、それを通じて決定に関わらない範囲で業務執行が適法かつ効率的に行われるように助言することを期待しています。

そのような役割と責務を果たすことから、執行に対する監督の質が年度ごとの業績にも影響を与えることに鑑み、基本報酬（一部業績に連動）、譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬を支給しています。

c. 業務執行取締役

当社は業務執行取締役3名に対しては執行役としての報酬を支給し、取締役としての報酬は支給していません。

(c) 報酬の組合せ

取締役の報酬の組合せは以下のとおりとします。

≪取締役の報酬比率（業績連動報酬に係る目標達成率が100%の場合）≫

	金銭報酬		株式報酬（長期インセンティブ）	
	基本報酬	年次賞与	譲渡制限付株式報酬	業績連動型株式報酬
社外取締役	1.0	0.0	0.1	0.0
非業務執行の取締役（社外取締役を除く）	1.0*	0.0	0.35	0.05*

(注) 1. *印は業績に連動する報酬項目です。
2. 非業務執行の取締役（社外取締役を除く）の基本報酬のうち20%が業績に連動します。
3. 非業務執行の取締役（社外取締役を除く）の業績連動型株式報酬は、業績目標の達成度により、0～100%の範囲で支給することとしています。

イ．執行役に対する報酬

(a) 報酬制度の目的と基本方針

執行役に対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営理念及び経営戦略に合致した業務執行を促し、また経営目標の達成を強く動機付けるため、短期及び中長期の業績に連動し、目標を達成した場合には当社の役員にふさわしい報酬水準を提供できる報酬制度としています。

(b) 報酬の体系

執行役の報酬は、代表執行役社長、執行役専務などの役位に応じた基本報酬、業績連動年次賞与、譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬で構成され、報酬委員会にて決定します。執行役は、業務執行にあたって目標数値を達成する上で重要な役割を果たすことが期待されるため、目標業績を達成した場合の年次賞与は、基本報酬部分よりも大きくなることがあるように設定しています。

(c) 報酬の組合せ

執行役の報酬の組合せは以下のとおりとします。

≪執行役の報酬比率（業績連動報酬に係る目標達成率が100%の場合）≫

	金銭報酬		株式報酬（長期インセンティブ）	
	基本報酬	年次賞与＊	譲渡制限付株式報酬	業績連動型株式報酬＊
代表執行役社長	1.0	0.6	0.3	0.3
執行役専務	1.0	0.6	0.25	0.25
執行役（常務含む）	1.0	0.6	0.2	0.2

(注) 1. ＊印は業績に連動する報酬項目です。
2. 年次賞与は、全社業績目標及び各執行役の個人別業績目標達成度により、0～200%の範囲で支給することとしています。
3. 業績連動型株式報酬は、業績目標の達成度により、0～100%の範囲で支給することとしています。

≪取締役及び執行役の報酬の構成（業績連動報酬に係る目標達成率が100%の場合）≫

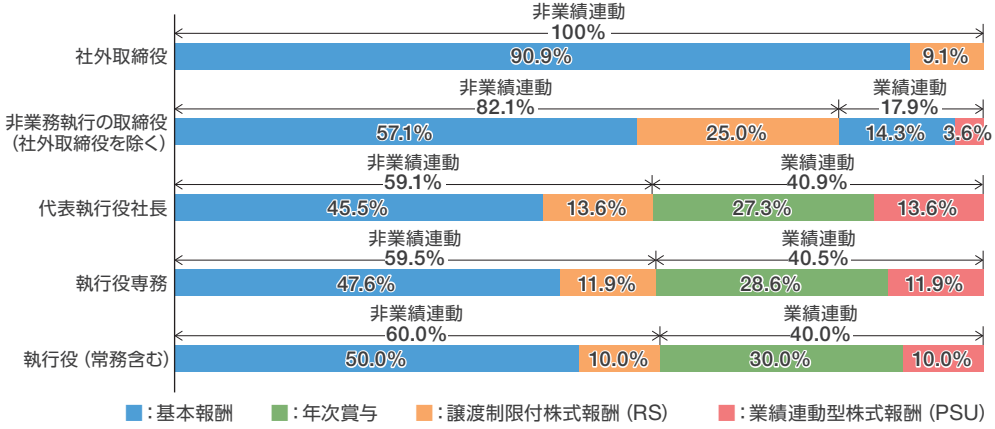

③ 報酬水準について

基本報酬は、想定するビジネス及び人材の競合企業群（以下、「国内同輩企業」といいます。）に対して遜色のない水準を目標とします。定期的に国内同輩企業水準の確認を行うと同時に、従業員賃金水準（役員との格差、世間水準との乖離等）にも留意し、役位間格差を含めて調整・決定します。

それにより、総報酬（基本報酬水準、年次賞与、譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬）は、戦略や事業業績の達成の場合には国内同輩企業の報酬水準より高い報酬水準となり、未達成の場合には国内同輩企業の役員報酬水準よりも低い総報酬水準となるよう水準を定めるものとします。

④ 各支給項目について

ア．年次賞与

株主等ステークホルダーへの説明責任と執行役へのインセンティブを重視し、会社業績と個人の目標の達成度に応じてダイレクトに賞与を決定する仕組みとします。ただし、親会社株主に帰属する当期純利益の水準が著しく低い又は無配の場合等は、年次賞与の減額等につき報酬委員会が決定します。

イ．長期インセンティブ（株式報酬）

長期インセンティブは、短視眼的な経営行動に陥らないように、また、株主の利害との一致の観点から、当社の株価に連動する株式報酬としています。

(a) 譲渡制限付株式報酬

原則として、中期経営計画の初年度に中期経営計画の期間に基づいた、一定期間の譲渡制限期間を定めた株式を付与するものです。付与時より株式を保有できることから、株主との目線の一致・価値共有を図ることができます。なお、本制度は中期経営計画途中の2018年度に導入したため、2018年度は2年分の付与としています。

(b) 業績連動型株式報酬

業績連動型株式報酬制度は、当社の中期経営計画に係る期間を評価期間とし、評価期間終了時にあらかじめ定めた業績評価指標の達成度に応じ、対象役員等の役位に基づいて算定する金額に相当する数の当社普通株式を付与するものです。

この報酬制度は、執行役に対する中期経営計画達成に向けたインセンティブの付与が主な目的ですが、同時に、非業務執行の取締役（独立社外取締役を除く）における監督の質が当社の業績にも影響を与えることも鑑みて、当社の非業務執行の取締役（独立社外取締役を除く）にも同様の制度を導入します。

≪ROIC達成度合に応じた支給率≫

長期インセンティブ ＼ E-Plan2019最終年度のROIC	0%～4%	4%～8%	8%以上
譲渡制限付株式報酬（RS）	100%	100%	100%
業績連動型株式報酬（PSU）	0%	0%～100%	100%
株式報酬（RS + PSU）	50%	50%～100%	100%

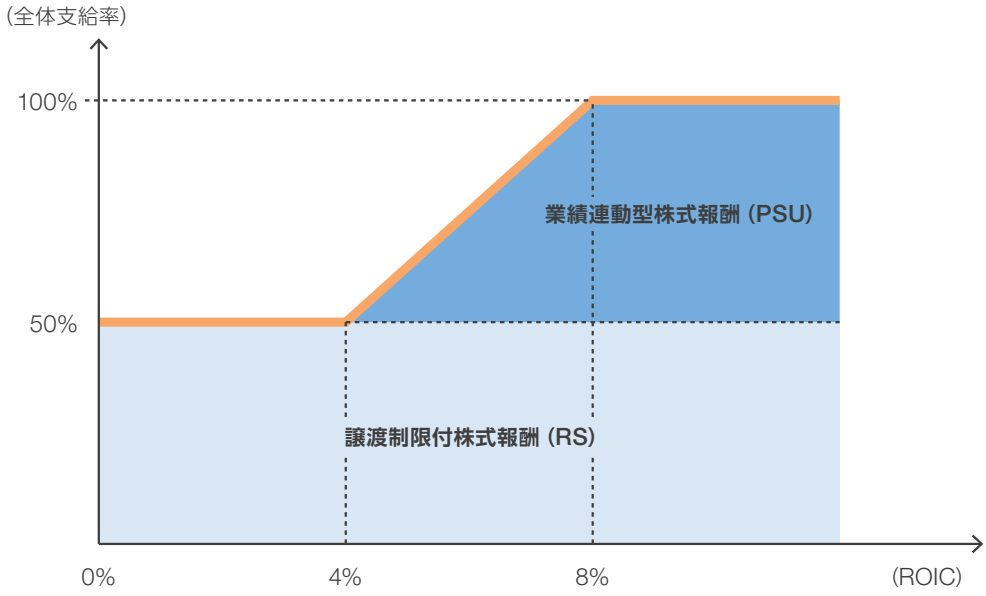

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社との関係

「(2) 取締役及び執行役の氏名等」に記載のとおりです。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会及び各委員会等への出席状況及び発言状況

氏名	出席状況					発言状況
	取締役会	指名委員会	報酬委員会	監査委員会	社外取締役会議	
宇田左近	100% (14/14回)	100% (13/13回)	100% (6/6回)	–	100% (14/14回)	取締役会その他重要会議に出席し、経営戦略等の専門家及び会社経営者としての幅広い知識と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。
国谷史朗	86% (12/14回)	–	100% (6/6回)	–	93% (13/14回)	取締役会その他重要会議に出席し、弁護士としての専門的見地と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。
佐藤　泉	100% (14/14回)	–	–	100% (14/14回)	100% (14/14回)	取締役会その他重要会議に出席し、弁護士としての専門的見地と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。
澤部　肇	100% (14/14回)	–	83% (5/6回)	–	93% (13/14回)	取締役会その他重要会議に出席し、上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。
山崎彰三	93% (13/14回)	–	–	93% (13/14回)	86% (12/14回)	取締役会その他重要会議に出席し、公認会計士としての専門的見地と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。
大枝宏之	100% (10/10回)	100% (12/12回)	–	–	100% (10/10回)	取締役会その他重要会議に出席し、上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。
橋本正博	100% (10/10回)	–	–	100% (10/10回)	100% (10/10回)	取締役会その他重要会議に出席し、上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。

(注) 大枝宏之、橋本正博の両氏は、2018年3月28日開催の第153期定時株主総会及び同日開催の取締役会において新たに取締役及び各委員会委員に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会及び各委員会等への出席状況を記載しています。

イ．社外役員の意見により変更された事業方針

該当事項はありません。

ウ．当社の法令違反等に関する対応の概要

該当事項はありません。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

（注）当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、名称変更により、2018年7月1日をもってEY新日本有限責任監査法人となりました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	135百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	183百万円

（注）1. 当社と会計監査人との契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておらず、実質的に区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額を記載しています。
2. 当社の重要な海外子会社のうち、Elliott Company ほか15社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査を受けています。

(4) 会計監査人の報酬等に対して監査委員会が同意した理由

当社監査委員会は、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況、監査報酬の見積等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項に定める同意を行いました。

(5) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である国際財務報告基準への移行等に係る助言業務を委託し、その対価を支払っています。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

① 解任の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査委員会は、監査委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

② 不再任の方針

毎年度実施する会計監査人の再任適否の評価結果に基づき、会計監査人の適格性、独立性、総合的能力等を勘案し、監査が著しく不十分であると判断した場合、監査委員会は、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

なお、再任の制限として監査委員会は、会計監査人が連続して10年間在任する場合には、当該会計監査人（以下、「再任会計監査人」といいます。）の毎年度の評価にかかわらず、次年度の会計監査人候補を選定するために入札を実施いたします。再任会計監査人が入札に参加することを妨げませんが、当該再任会計監査人がさらに連続して5年間在任する場合にも、入札を実施することといたします。

ただし、同一の会計監査人が連続して在任することができる期間は、20年間までといたします。

③ 会計監査人再任の手続き

第154期会計監査人再任の手続きに際して、EY新日本有限責任監査法人が当社の会計監査人に就任後、第153期をもって10事業年度に達したため、監査委員会は「②不再任の方針」に基づき入札を実施し、EY新日本有限責任監査法人を再任する旨の決定を行いました。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

毎年度、執行役による内部統制の整備・運用状況に関する自己評価を実施し、その結果に基づき、改善すべき事項を次年度の計画に反映し、継続的に改善を図っています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
1. 当社の執行役及び従業員等並びに子会社の取締役、監査役及び従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	
「荏原グループCSR方針」及び「荏原グループ行動基準」を実現するための体制を構築し、整備・運用する。	(1) コンプライアンスを推進する部門を設置し、当社及び子会社に対して、コンプライアンス意識浸透をベースとしたリスクを未然に防止する体制の構築と、働きやすく風通しの良い職場環境の整備を支援しています。 (2) 「荏原グループ行動基準」や社内規則等に違反した場合の懲戒条項を当社及び子会社の服務規程、就業規則等に定めています。 (3) 代表執行役社長を委員長とするCSR委員会を設置し、CSRに関する活動方針、重点課題（マテリアリティ）、対応方針、重要成果指標（KPI）を決定し、その進捗と達成状況の確認を行っています。また、当委員会において当社及び子会社におけるコンプライアンス状況を監視し、適宜是正・改善指示を行っています。当事業年度は、当委員会を4回開催しました。 (4) 毎年当社及び国内子会社に対する従業員意識調査を実施し、アンケートの回答から、コンプライアンス意識の浸透状況の把握・コンプライアンス活動の課題抽出を行い、次年度の活動に反映しています。 (5) 当社及び国内子会社が利用できるコンプライアンス相談窓口を設置し、「コンプライアンス相談窓口運用規程」を定め、荏原グループの企業倫理の枠組み、社内規程及び法令等に対する違反行為の相談又は疑問に速やかに対応しています。また、当事業年度は、中国、インドネシア、フィリピンの子会社、計5社を対象に、社外の弁護士事務所を経由する通報窓口（海外荏原グループ・ホットライン）を設置しました。 (6) 「荏原グループ・コンプライアンス連絡会運営規程」に基づき荏原グループ・コンプライアンス連絡会を定期的に開催し、当社及び子会社間でコンプライアンス情報を共有しています。なお、海外においては、中国子会社を対象にコンプライアンス連絡会を定期開催しています。 (7) 内部監査部門を設置し、「内部監査規程」に基づき当社及び子会社の業務について監査・モニタリングを実施しています。子会社に監査・モニタリングの体制を整備させ、その実施状況は、当社の内部監査部門にて確認しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	
執行役の職務の執行に係る情報について、法令及び社内規程に定めるところに従い、適切に保存と管理を行う体制を構築し、整備・運用する。	(1) 執行役の職務の執行に係る情報は「情報セキュリティ基本規程」及び関連規程に基づき、適切に保存・管理しています。 (2) 情報漏洩防止措置、漏洩した場合の対策を定めた「重要情報の取扱いに関する荏原グループ5原則」を当社及び子会社の「情報セキュリティ基本規程」に定めています。
3. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制	
子会社の取締役の職務の執行に係る事項について、適切な規程を定めて当社へ報告する体制を構築し、整備・運用する。	(1) 当社グループ共通に整備する事項並びに事前審査又は事後報告を求める事項を「グループ運営基本規程」及び関連規程に定め、子会社の取締役の職務の執行に係る重要事項について、当社に報告させています。 (2) 子会社においてクライシス又はクライシスに発展する可能性がある事象が発生した場合の当社への報告体制について、子会社の「クライシスマネジメント規程」に定め、報告させています。
4. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制	
当社及び子会社のリスク管理に関する方針及び運用に係る規程を制定する。また、リスク管理を実施するための体制を構築し、整備・運用する。	(1) 権限と責任及びその手続を当社及び子会社の「権限規程」等に定め、リスク管理を行っています。 (2) リスク管理活動を推進する部門を設置し、当社及び子会社のリスク管理に関する方針と体制を「リスクマネジメント規程」に定め、リスク管理活動を実施しています。 (3) リスク管理活動を統括し、審議、改善指導・支援を行う機関として、リスクマネジメントパネル（以下、「RMP」といいます。）を設置しています。RMPは代表執行役社長を議長とし、全執行役により構成されています。四半期ごとに定期開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。当事業年度は合わせて7回開催しました。
5. 当社の執行役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
(1) 当社の執行役及び子会社の取締役の業務執行機能の分掌を明確化する。 (2) 経営の基本方針を策定し、その進捗状況の監督を行うことにより、当社の執行役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築し、整備・運用する。	(1) 当社取締役会は、業務執行の権限と責任を執行役に委任し、執行役の職務の執行を監督することで、当社執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保しています。 (2) 当社の執行役及び子会社の取締役の業務執行機能の分掌をそれぞれ当社及び子会社の「職務分掌規程」等に定めています。 (3) 当社取締役会にて経営の基本方針を策定し、その基本方針を当社及び子会社の年度経営計画に反映しています。 (4) 当社の執行役は、年度経営計画の進捗状況及び達成の施策について四半期ごとに経営計画委員会にて審議しています。 (5) 代表執行役社長の意思決定を迅速に行うために必要な審議を行う会議体として、全執行役で構成する経営会議を設置しています。経営会議は毎月1回開催しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
6. 反社会的勢力との関係遮断を図るための体制	
当社は、当社及び子会社が、反社会的勢力に対していかなる名目であれ、反社会的勢力の利益となることを目的とした活動を行わないための体制を構築し、整備・運用する。	当社及び子会社の反社会的勢力対策を統括するため、反社会的勢力対策本部を設置し、反社会的勢力から接触があった場合に備えて対応マニュアルを整備しており、万が一接触があった場合は、顧問弁護士や外部専門機関と連携し、会社全体で対応する体制を整えています。 また、「反社会的勢力との関係遮断に関するガイドライン」及び関連規程に基づき取引先の調査や社内教育等を実施するとともに、定期的に当社及び国内子会社の不当要求防止責任者が出席する連絡会を開催しています。当事業年度は1回開催しました。
7. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制	
当社及び子会社から成る企業集団の運営に関する方針を定め、業務の適正を確保するための体制を構築し、整備・運用する。	(1) 当社及び子会社の事業規模や事業特性等に応じた内部統制体制を整備しています。当社は子会社の内部統制体制整備の支援を適宜行っています。 (2) 当社は、当社及び子会社における内部統制の整備・運用状況に関する評価を実施し、不備が発見された場合、是正を図っています。
8. 監査委員会の職務を補助すべき従業員に関する体制	
監査委員会の職務を補助すべき部門として、監査委員会課を設置する。	(1) 監査委員会の職務を補助すべき部門として監査委員会課を設置しています。 (2) 従業員の中から監査委員会の職務を補助すべき者（以下、「監査委員会補助従業員」といいます。）を任命し、監査委員会課所属としています。現在、4名が監査委員会課に所属しています。
9. 監査委員会の職務を補助すべき従業員の執行役からの独立性に関する事項及び監査委員会の職務を補助すべき従業員に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項	
(1) 当社の従業員から監査委員会の同意を得た上で、監査委員会の職務を補助すべき者（以下、「監査委員会補助従業員」という。）を任命する。 (2) 監査委員会補助従業員については、当社の執行役の職務の執行に係る業務を兼務しないこととし、監査委員会補助従業員の執行役からの独立性を確保する。 (3) 監査委員会補助従業員は、監査委員会の指示のみに従うこととし、監査委員会の指示の実効性を確保する。 (4) 前二項の定めにかかわらず、監査委員会補助従業員は、監査委員会の事前の了解を得ることにより、他の業務を兼務することができるものとする。 (5) 監査委員会補助従業員の人事異動、人事評価等については監査委員会の同意を得た上で決定する。	(1) 監査委員会補助従業員の任命については、監査委員会の同意を得た上で行っています。 (2) 監査委員会補助従業員については、当社の執行役の職務の執行に係る業務を兼務していません。監査委員会補助従業員は、監査委員会の指示に従うこととし、監査委員会の指示の実効性を確保しています。 (3) 監査委員会補助従業員は、監査委員会の事前の了解により、グループ会社監査役等に従事しています。 (4) 当該監査委員会補助従業員の人事異動、人事評価等については監査委員会の同意を得た上で決定しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
10. 当社の執行役及び従業員等並びに子会社の取締役、監査役及び従業員等が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制	
(1) 監査委員が執行部門の重要会議に出席できる体制及び監査委員会が執行役及び従業員等に報告を求めることができる体制を構築し、整備・運用する。 (2) 子会社の取締役、監査役及び従業員等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告するための体制を構築し、整備・運用する。 (3) 前二項の報告をした者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。	(1) 監査委員は、重要書類の閲覧や、経営会議、CSR委員会、RMP等執行部門の重要会議への出席を通じ、執行役及び従業員等から職務執行状況の報告を受けています。 (2) 「執行役規程」に基づき、執行役が業務執行の中で不正行為の事実を発見し、直ちにそれが排除されない場合、速やかに監査委員会に報告することとしています。 (3) 監査委員会が監査を実施するにあたり、当社及び子会社が経営課題の対応状況及び業務の適法・適正に関する情報を、監査委員会の求めに応じて提供しています。 (4) 当社及び国内子会社が利用できるコンプライアンス相談窓口を設置し、「コンプライアンス相談窓口運用規程」を定め荏原グループの企業倫理の枠組み、社内規程及び法令等に対する違反行為の相談又は疑問に速やかに対応しています。また、当事業年度は、中国、インドネシア、フィリピンの子会社、計5社を対象に、社外の弁護士事務所を経由する通報窓口（海外荏原グループ・ホットライン）を設置しました。これらの実施状況について適宜監査委員会に報告しています。 (5) 監査委員会が当社及び子会社における法令違反その他企業倫理上の問題の報告を受けるため、監査委員会ヘルプラインを設置し、当社及び子会社の従業員等が、当社の取締役及び執行役、並びに子会社の取締役の不正行為、法令・定款違反の事実、不正な会計処理、又は企業倫理上の問題など、会社経営に著しく不当な事実があるような場合に、監査委員会へ報告する体制を確保しています。 (6) 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保し、これを周知徹底しています。
11. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制	
(1) 内部統制を担当する部門及び内部監査部門と監査委員会による適宜の意見交換を実施し、連携を図ることで、監査の実効性を確保する。 (2) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を定め、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保する。	(1) 代表執行役社長は、監査委員会と定期的に情報・意見交換を行っています。 (2) 内部統制、リスク管理、コンプライアンスを担当する部門及び内部監査部門は監査委員会と定期的に情報・意見交換を行っているほか、重要な事項は適宜情報交換を行い、連携を図っています。 (3) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を定め、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保しています。
12. 財務報告の信頼性を確保するための体制	
財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に基づき、整備と運用を行う。	(1) 連結財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制実施要領」を定め、金融商品取引法に基づく内部統制の整備・運用を図り、その有効性を毎期評価しています。 (2) 評価に当たっては、財務報告に与える影響、経営上の重要性等を考慮して評価範囲を毎期設定し、業務から独立した評価チームが評価を実施し、内部統制の改善と推進を図っています。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な経営方針の一つと位置付けています。株主還元につきましては、連結総還元性向 30%以上を目標に当該期の業績に連動して実施する方針としています。

配当金等の推移

区分	年度	第151期 (2015年度)	第152期 (2016年度)	第153期 (2017年度)	第154期 (2018年度) (当連結会計年度)
1株当たり年間配当額	(円)	12.0	36.0	45.0	60.0(予定)
年間配当額	(百万円)	5,580	5,837	4,571	6,052(予定)
自己株式取得額	(百万円)	—	—	—	4,999
連結総還元性向	(%)	32.3	28.1	48.0	60.5(予定)

(注) 第154期の「1株当たり年間配当額」及び「年間配当額」は、第154期定時株主総会における第1号議案「剰余金の処分の件」が原案どおり可決されることを前提とした金額です。
なお、2016年10月1日付で当社普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しています。第151期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり年間配当額を算定した場合の推移は、以下のとおりです。

区分	年度	第151期 (2015年度)	第152期 (2016年度)	第153期 (2017年度)	第154期 (2018年度) (当連結会計年度)
1株当たり年間配当額	(円)	60.0	60.0	45.0	60.0(予定)

(3) 株主・投資家との対話

当社グループは、株主・投資家の皆様との長期的な信頼関係の構築を経営の最重要事項の一つと位置付けています。投資判断に必要な企業情報を適切に提供するとともに、建設的対話を通じて企業価値向上に資するIR活動を実践し、信頼関係の継続的な深化に努めます。

株主・投資家の皆様との対話について、経営に関する重要な事項として取締役会が適切に監督するため、四半期に一度、取締役会において担当部門がIR活動について報告し、取締役会は必要に応じて助言等を行っています。

当社グループのIR体制は、代表執行役社長を最高責任者とし、IR担当執行役とIR担当部門が行うことを基本としています。また、必要に応じて、取締役(独立社外取締役を含む)・執行役・その他経営幹部が株主・投資家の皆様と直接対話を行う機会を設定するものとしています。

≪株主・投資家の皆様とのコミュニケーションの流れ≫

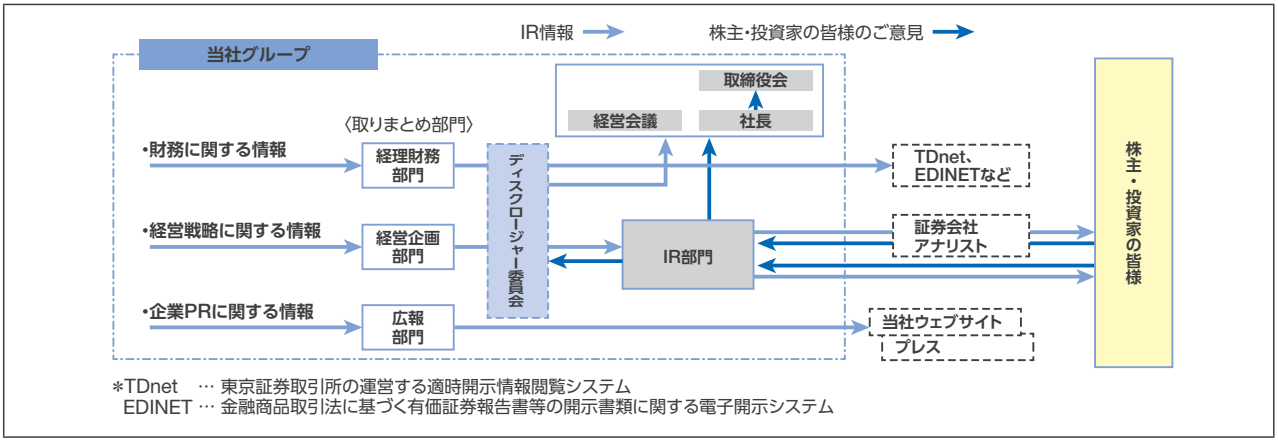

≪IR・SR活動の実施状況≫

	活動内容	第154期の実績
IR活動	個別面談	229回
	証券会社主催のカンファレンス	34回
	ESG説明会	1回
	決算説明会	4回
	事業説明会(環境プラント事業)	1回
SR活動	個人株主向け見学会	2回
	個人株主向け会社説明会	1回
	個人投資家向け会社説明会	4回

(注) 第1四半期及び第3四半期決算発表後の決算説明会は電話会議形式で開催しました。

(4) 環境、社会への取組

当社グループは創業以来、人々の暮らしに欠かせない、水・エネルギー供給などの社会・産業インフラに向けて製品やサービスを提供し続けてきました。事業活動を通じて、時代ごとの社会の要求に応えながら社会課題の解決に取り組むことで、当社の事業も成長を続け、企業価値の向上を図ってきました。今後も社会とともに持続的に成長し、企業価値をさらに向上させていくため、優先的に取り組むべき課題として、8つのESG重要課題を選定し、それらの課題解決に向けた「6つの対応方針」を策定しました。また、これら方針の進捗を確認するための具体的なアプローチ及び成果指標(KPI)を設定しました。

≪8つのESG重要課題≫

・水・空気・環境分野でのイノベーション
・社会インフラの整備
・地球環境への配慮
・ガバナンスの継続的な改善
・確かな品質・顧客への責任ある対応
・サプライチェーンに対しての責任ある対応
・人材の確保・育成と価値最大化
・リスクマネジメント

≪6つの対応方針≫

対応方針1 エネルギー・資源の使用を最小化する製品・サービスを提供します
対応方針2 サービス&サポート事業を拡充し、製品の寿命の最大化と故障による製品の停止時間を最小化します
対応方針3 当社の事業活動において使用するエネルギー・資源量を最小化します
対応方針4 サプライチェーンに対しての社会的責任を果たしつつ、顧客に対し製品のライフサイクル全体で責任ある対応を行っていきます
対応方針5 取締役会を頂点とするガバナンス体制の継続的な改善を図るとともに、コンプライアンスの徹底とリスクマネジメントの高度化を図っていきます
対応方針6 従業員のダイバーシティを高めるとともに、従業員の能力を最大限に発揮できる環境整備を進め、必要な能力開発機会を提供していきます

① 環境への取組(対応方針1、対応方針3)

地球規模の気候変動や生物多様性の減少などが進みつつあり、私たちの生活や経済基盤である安定した地球環境が損なわれつつあります。当社グループは環境方針の中で、製品への環境配慮、生産活動に起因する環境負荷の最小化、自然エネルギーの導入拡大を重点戦略としており、地球環境の保全に貢献します。EMS※の継続的改善はその基盤になると考えています。

※ EMS:Environmental Management System(環境マネジメントシステム)

【具体的な取組事例】

ベトナム国ダナン市水道公社の浄水場に高効率省エネ型ポンプ9台を納入

既存のポンプをエネルギー効率の高いものに入れ替えた事例で、これにより従来比年間200万キロワットの電力消費量削減に貢献しました。これはCO_2に換算すると年間1,145トンの削減効果があります。

② 社会への取組（対応方針6）

ア．働き方改革

当社グループの全ての事業・部門の業務効率と生産性を上げることを目的に、働き方改革に取り組んでいます。2018年4月に社長を委員長とする働き方改革委員会を設立し、「業務改革と意識改革による生産性向上」「個人の能力及び自立性の成長支援 」「就業環境整備と多様な働き方の検討」に取り組んでいます。

(a) 会議運営改善

ルール化や資料の事前配布など、会議効率化を促しています。また、質の高い会議運営ができる人材育成にも取り組んでいます。

(b) テレワークの推進

テレワーク・デイズ（特別協力団体として参加）やテレワーク月間に参加し、テレワーク体験の機会を従業員に提供しています。

(c) 男性従業員向け仕事と育児の両立セミナー

ワークライフバランスの理解促進と男性従業員が時間制約のある働き方を実践することを狙いとしたセミナーを開催しています。

イ．女性活躍・ダイバーシティ推進

当社グループCSR方針に「人権と多様性を尊重します」「安心・安全な、働きやすい職場を作ります」と掲げ、性別・国籍・身体障がいの有無等、多様なバックグラウンドを持つ従業員が互いに個性を尊重し、それぞれの能力を最大限に発揮できる職場環境やキャリアプランの整備を目指しています。

(a) 女性のためのキャリア形成支援

女性従業員が仕事を通じ成長している実感を持ち、自らの能力が発揮できていると感じながら働ける会社を目指しています。そして、その実現に向けて働くことに誇りを持ち、キャリアアップができる支援をしています。

【具体的な取組事例】

・女性基幹職※によるキャリア紹介記事の定期発行

仕事経験、家庭との両立方法、困難な局面での乗り越え方等の紹介を通じて、キャリアパスの多様性を発信しています。

・各種交流会の実施

女性従業員のキャリアに対する悩みや不安の軽減とネットワーク構築を目的に、先輩従業員の経験談を聞くなど、背景の近い女性従業員同士でディスカッションする機会を提供しています。

・外部研修への派遣

女性従業員の能力開発及び成長の促進を目的に、外部研修に継続的に派遣しています。

・女性従業員による業務改善活動

2016年度から、営業拠点や工場部門に所属する女性従業員による業務改善活動に取り組み、課題解決型業務への意識改革を促す活動を展開しています。

※ 基幹職:管理職に相当する従業員層

女性従業員を基幹職、基幹職手前、若手の3階層に分類し、階層に合わせたキャリア形成支援の強化・加速を行っています。そして、2020年4月までに基幹職に占める女性従業員の比率を7%にすることを目標に、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定しています。

≪女性のキャリアアップ支援のイメージ≫

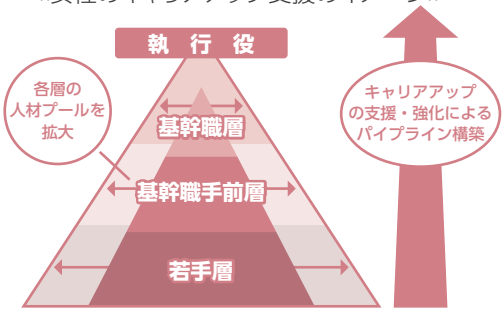

≪当社の女性基幹職の状況≫

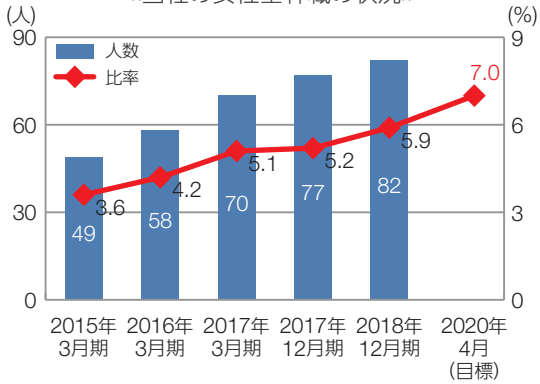

これらの活動が評価され、2018年5月21日付で、女性活躍推進法に基づき女性の活躍推進の取組状況などが優良な企業に厚生労働大臣より与えられる「えるぼし」の最高位／第3段階の認定を取得しました。

(b)外国籍従業員の雇用

2011年より積極的に外国籍従業員の本社採用を推進しています。人事・人材開発方針に即し、グローバル競争に対応したスピード感の事業遂行を可能とするため、外国籍人材の雇用と活用を推進しています。

≪外国籍従業員の採用・育成≫

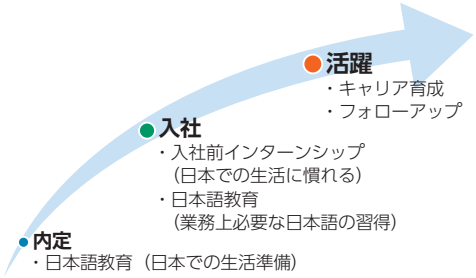

≪当社の外国籍従業員の雇用状況≫

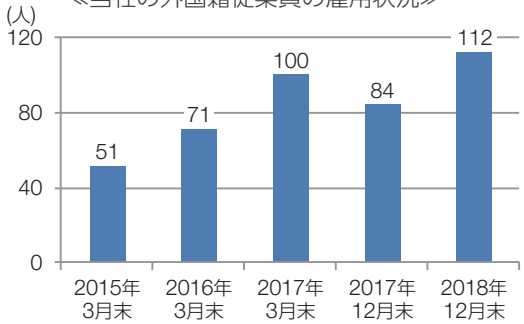

(c)障がい者の雇用

地域・社会と一体になって障がい者の職業的自立と社会参加の場の創出を図るとともに、当社グループの障がい者雇用率の向上に取り組んでいます。その一環として、2012年度に特例子会社「荏原アーネスト株式会社」を設立しました。

≪当社の障がい者実雇用率≫

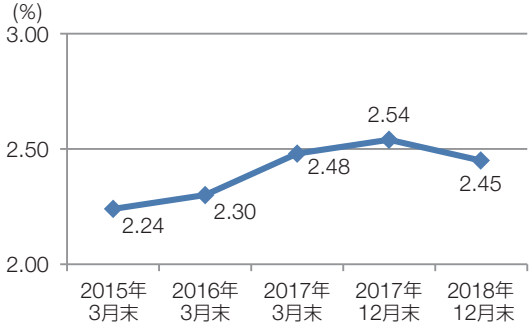

(5) ESG関連の外部評価

当社は各種ESG評価機関より国内外のESGインデックスの構成銘柄に選定されています。

FTSE4Good Index Series

FTSE4Good

FTSE Blossom Japan Index

FTSE Blossom Japan

MSCI日本株女性活躍指数

MSCI 2018 Constituent MSCI日本株 女性活躍指数 (WIN)

MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数

MSCI 2018 Constituent MSCI ジャパンESG セレクト・リーダーズ指数

※ 当社のMSCIインデックスへの組み入れや、MSCIのロゴ、商標、サービスマークやインデックス名の使用は、MSCI又はその関係会社による当社の後援、宣伝、販売促進ではありません。
MSCIインデックスはMSCIの独占的財産です。MSCI及びMSCIインデックスの名称とロゴは、MSCI又はその関係会社の商標又はサービスマークです。

以　上

連結計算書類

連結貸借対照表(2018年12月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**438,540**
現金及び預金	110,610
受取手形及び売掛金	176,895
電子記録債権	6,990
有価証券	1,668
商品及び製品	18,082
仕掛品	65,845
原材料及び貯蔵品	38,731
繰延税金資産	8,309
その他	14,714
貸倒引当金	△3,308
固定資産	**153,052**
有形固定資産	**107,879**
建物及び構築物	44,269
機械装置及び運搬具	28,599
土地	19,810
建設仮勘定	7,558
その他	7,640
無形固定資産	**10,670**
のれん	1,148
ソフトウエア	6,584
その他	2,937
投資その他の資産	**34,503**
投資有価証券	22,301
長期貸付金	153
退職給付に係る資産	3,038
繰延税金資産	4,572
その他	9,623
貸倒引当金	△5,187
資産合計	**591,592**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**258,550**
支払手形及び買掛金	63,320
電子記録債務	62,854
短期借入金	46,766
未払法人税等	4,598
賞与引当金	6,263
役員賞与引当金	344
完成工事補償引当金	4,873
製品保証引当金	5,118
工事損失引当金	12,374
土地売却費用引当金	254
その他	51,782
固定負債	**46,264**
社債	10,000
長期借入金	20,730
繰延税金負債	25
役員退職慰労引当金	116
退職給付に係る負債	10,681
資産除去債務	2,245
その他	2,464
負債合計	**304,814**
(純資産の部)	
株主資本	**289,639**
資本金	79,066
資本剰余金	80,296
利益剰余金	135,715
自己株式	△5,439
その他の包括利益累計額	**△9,999**
その他有価証券評価差額金	381
繰延ヘッジ損益	△57
為替換算調整勘定	△1,226
退職給付に係る調整累計額	△9,096
新株予約権	**1,152**
非支配株主持分	**5,985**
純資産合計	**286,778**
負債純資産合計	**591,592**

連結損益計算書(2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位:百万円)

科　目	金　額	
売上高		509,175
売上原価		376,021
売上総利益		133,154
販売費及び一般管理費		100,672
営業利益		32,482
営業外収益		
受取利息	311	
受取配当金	752	
持分法による投資利益	565	
その他	1,000	2,629
営業外費用		
支払利息	1,517	
為替差損	1,452	
その他	861	3,830
経常利益		31,281
特別利益		
固定資産売却益	401	
投資有価証券売却益	804	1,205
特別損失		
固定資産売却損	319	
固定資産除却損	827	
減損損失	2,627	
投資有価証券売却損	0	
出資金評価損	128	
訴訟損失引当金繰入額	1,257	
その他	22	5,183
税金等調整前当期純利益		27,303
法人税、住民税及び事業税	7,148	
法人税等調整額	468	7,617
当期純利益		19,685
非支配株主に帰属する当期純利益		1,423
親会社株主に帰属する当期純利益		18,262

計算書類

貸借対照表(2018年12月31日現在)

(単位:百万円)

科　目	金　額
(資　産　の　部)	
流動資産	**254,072**
現金及び預金	69,843
受取手形	23,812
売掛金	67,655
電子記録債権	6,190
製品	2,044
仕掛品	36,604
原材料及び貯蔵品	21,668
前渡金	934
繰延税金資産	3,967
短期貸付金	12,765
未収入金	4,418
その他	5,207
貸倒引当金	△1,039
固定資産	**191,727**
有形固定資産	**65,932**
建物及び構築物	28,556
機械及び装置	9,865
車両運搬具	37
工具、器具及び備品	2,910
土地	19,199
リース資産	783
建設仮勘定	4,579
無形固定資産	**5,517**
特許権	63
ソフトウエア	5,309
リース資産	53
施設利用権	22
電話加入権	67
投資その他の資産	**120,278**
投資有価証券	10,551
関係会社株式	81,749
関係会社出資金	20,317
長期貸付金	390
長期前払費用	269
前払年金費用	1,612
繰延税金資産	2,882
その他	5,221
貸倒引当金	△2,717
資　産　合　計	**445,799**

科　目	金　額
(負　債　の　部)	
流動負債	**153,847**
支払手形	5,636
買掛金	19,031
電子記録債務	50,838
短期借入金	44,843
1年内返済予定の長期借入金	1,237
リース債務	361
未払金	4,227
未払法人税等	2,113
前受金	3,190
預り金	3,023
賞与引当金	2,249
役員賞与引当金	156
完成工事補償引当金	1,364
製品保証引当金	3,014
工事損失引当金	8,971
土地売却費用引当金	254
その他	3,333
固定負債	**32,184**
社債	10,000
長期借入金	19,362
退職給付引当金	20
リース債務	560
長期未払金	98
資産除去債務	2,015
その他	127
負　債　合　計	**186,032**
(純　資　産　の　部)	
株主資本	**258,370**
資本金	**79,066**
資本剰余金	**88,531**
資本準備金	82,995
その他資本剰余金	5,536
利益剰余金	**96,054**
その他利益剰余金	96,054
繰越利益剰余金	96,054
自己株式	**△5,281**
評価・換算差額等	**244**
その他有価証券評価差額金	244
新株予約権	**1,152**
純　資　産　合　計	**259,767**
負　債　純　資　産　合　計	**445,799**

損益計算書(2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位:百万円)

科　目	金　額	
売上高		236,299
売上原価		184,343
売上総利益		51,956
販売費及び一般管理費		44,241
営業利益		7,714
営業外収益		
受取利息	210	
受取配当金	13,129	
その他	331	13,671
営業外費用		
支払利息	915	
社債利息	69	
為替差損	377	
貸倒引当金繰入額	19	
その他	399	1,780
経常利益		19,605
特別利益		
固定資産売却益	416	
投資有価証券売却益	376	
関係会社株式売却益	390	1,184
特別損失		
固定資産売却損	272	
固定資産除却損	711	
減損損失	2,540	
投資有価証券売却損	0	
訴訟損失引当金繰入額	1,257	
その他	22	4,805
税引前当期純利益		15,983
法人税、住民税及び事業税	464	
法人税等調整額	986	1,451
当期純利益		14,532

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2019年2月15日

株式会社荏原製作所
取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　関　口　弘　和 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　堀　越　喜　臣 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　安　藤　隆　之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社荏原製作所の2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社荏原製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年2月15日

株式会社荏原製作所
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　関口弘和 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　堀越喜臣 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　安藤隆之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社荏原製作所の2018年1月1日から2018年12月31日までの第154期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査委員会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第154期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに従業員等からその整備・運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施していることを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1） 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2） 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3） 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月19日

株式会社 荏原製作所　監査委員会

監査委員　佐藤　泉　㊞

監査委員　山崎　彰三　㊞

監査委員　橋本　正博　㊞

監査委員　藤本　哲司　㊞

監査委員　津村　修介　㊞

（注）監査委員 佐藤 泉、山崎 彰三、及び橋本 正博は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以　上

<MEMO>

<MEMO>

当社ウェブサイト及びメール配信サービスのご案内

株主及び投資家の皆様に当社をより深くご理解いただけるよう、当社ウェブサイト内「株主・投資家情報」のページにて、企業情報や決算説明会の資料など最新のIR情報を掲載しています。ぜひご活用ください。
また、2018年11月からIRメール配信サービスを開始いたしました。ご登録いただきますと当社の最新情報を電子メールでお届けいたします。

荏原　検索　**https://www.ebara.co.jp**

➢ 当社ホームページから「株主・投資家情報」をクリックしてください。

株主・投資家情報ページ

当社ホームページ

IRメール配信のご登録について

当社ホームページ「株主・投資家情報」ページからご登録いただけます。

※QRコード読み取り機能のあるモバイル機器をお持ちの方はこちらからアクセスできます。

株主総会会場ご案内図

会 場

東京都中央区日本橋二丁目7番1号　東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋　地下2階 イベントホール
電話 03 - 3510 - 9236

昨年と会場が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

日 時

2019年3月28日（木曜日）
午前10時（受付開始予定時刻 午前9時）

交 通

■「日本橋駅」地下 B6出口直結
リニューアル工事に伴い出口が変更になる場合がございます。
東京メトロ 銀座線・東西線
都営地下鉄 浅草線
■「東京駅」JR線 八重洲北口　徒歩6分
お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

ご注意

日本橋周辺には、「ベルサール八重洲」という建物がございますので、
当会場の**「ベルサール東京日本橋」**と、お間違えのないようご注意ください。

ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

2019 年 3 月 7 日

第154期定時株主総会招集ご通知に際しての法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第 154 期（2018 年 1 月 1 日から 2018 年 12 月 31 日まで）

① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」・・・・・・・・・・・・ 1 頁
② 連結計算書類の「連結注記表」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 頁
③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11 頁
④ 計算書類の「個別注記表」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12 頁

株式会社 荏原製作所

当社は、第 154 期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第 15 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.ebara.co.jp/about/ir/stock/shareholdersmeeting/index.html）に掲載することにより株主の皆様へご提供しております。

連結株主資本等変動計算書

2018年1月1日から
2018年12月31日まで

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	78,815	81,256	121,321	△431	280,962
当期変動額					
新株の発行	251	251			502
剰余金の配当			△4,575		△4,575
親会社株主に帰属する当期純利益			18,262		18,262
連結範囲の変動			707		707
自己株式の取得				△5,008	△5,008
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△1,211			△1,211
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	251	△960	14,393	△5,008	8,676
当期末残高	79,066	80,296	135,715	△5,439	289,639

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,564	10	2,628	△8,210	△3,007	1,163	5,668	284,788
当期変動額								
新株の発行								502
剰余金の配当								△4,575
親会社株主に帰属する当期純利益								18,262
連結範囲の変動								707
自己株式の取得								△5,008
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△1,211
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,182	△68	△3,854	△885	△6,992	△11	317	△6,686
当期変動額合計	△2,182	△68	△3,854	△885	△6,992	△11	317	1,989
当期末残高	381	△57	△1,226	△9,096	△9,999	1,152	5,985	286,778

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1.　連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	60社
主要な連結子会社の名称	株式会社荏原エリオット
	荏原冷熱システム株式会社
	株式会社荏原電産
	株式会社荏原風力機械
	荏原環境プラント株式会社
	株式会社荏原フィールドテック
	株式会社荏原エージェンシー
	Ebara International Corporation
	EBARA BOMBAS AMÉRICA DO SUL LTDA.
	荏原機械（中国）有限公司
	荏原機械淄博有限公司
	嘉利特荏原泵業有限公司
	Ebara Engineering Singapore Pte.Ltd.
	Ebara Pumps Europe S.p.A.
	Elliott Company
	Elliott Ebara Singapore Pte. Ltd.
	荏原冷熱システム（中国）有限公司
	青島荏原環境設備有限公司
	Ebara Technologies Incorporated
	上海荏原精密機械有限公司
	Ebara Precision Machinery Korea Incorporated
	台湾荏原精密股份有限公司
	Ebara Precision Machinery Europe GmbH

(2) 連結の範囲の変更

連結の範囲に関する重要性の判断基準に従って、Ebara Vietnam Pump Company Limited、Ebara Pumps Middle East FZE、Elliott Korea Co.,Ltd.を連結の範囲に含めており、また、新たに設立したEBARA PUMPS AMERICAS CORPORATION、合肥荏原精密機械有限公司を連結の範囲に含めています。

連結子会社であったThebe Bombas Hidráulicas LTDA（当連結会計年度において、Thebe Bombas Hidráulicas S.A.より商号変更）は、連結子会社であるEbara Industrias Mecanicas e Comercio Ltda.を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しています。なお、Ebara Industrias Mecanicas e Comercio Ltda.は、EBARA BOMBAS AMÉRICA DO SUL LTDA.に商号を変更しています。

連結子会社であった株式会社荏原金属は、清算結了のため、連結の範囲から除外しています。

(3) 主要な非連結子会社の名称

荏原電産（青島）科技有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、その総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等のいずれも重要性が乏しいため連結の範囲から除いています。

2.　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社数

該当事項はありません。

持分法を適用した関連会社数　　1社

水ing株式会社

(2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

荏原電産（青島）科技有限公司

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、その当期純損益及び利益剰余金等のいずれも重要性が乏しいため持分法の適用の範囲から除いています。

(3) 持分法を適用した関連会社の事業年度等に関する事項

持分法適用会社は、決算日が3月31日であるため、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日に実施した仮決算に基づく計算書類を使用しています。

3.　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

4.　会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券	
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券	
時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
時価のないもの	総平均法による原価法
デリバティブ	時価法
たな卸資産	
商品及び製品、原材料及び貯蔵品	主として総平均法（精密・電子事業は移動平均法）による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
仕掛品	個別原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として、定額法を採用しています。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却する方法を採用しています。

② 無形固定資産及び投資その他の資産（リース資産を除く）

主として、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法を採用しています。

ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を引当計上しています。

⑤ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、完成工事高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積補償額を計上しています。

⑥ 製品保証引当金

売買契約に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、製品売上高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積保証額を計上しています。

⑦ 工事損失引当金

請負工事の損失発生に備えるため、未引渡工事のうち損失が発生する可能性が高く、工事損失額を期末において合理的に見積ることができる工事については、当該損失見込額を引当計上しています。

⑧ 土地売却費用引当金

旧本社・羽田工場の土地売却に伴う、原状復旧費用の見込額を計上しています。

⑨ 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しています。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

② 重要なヘッジ会計の方法

ⅰ）ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。また、振当処理の要件を満たす為替予約、通貨オプション等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を行い、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しています。

ⅱ）ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務及び借入金

ⅲ）ヘッジ方針

当社の内部規程であるリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。

ⅳ）ヘッジの有効性評価の方法

上記ⅱ)に係る金利変動リスク

ヘッジ取引開始から有効性判定時点までのヘッジ対象及びヘッジ手段それぞれのキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、ヘッジの有効性を判定しています。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては有効性の判定を省略しています。

上記ⅱ)に係る為替変動リスク

ヘッジ取引ごとにヘッジ対象とヘッジ手段の対応を確認することで有効性の判定に代えています。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却しています。また重要性の乏しいものについては当該勘定が生じた期の損益として処理しています。

④ 退職給付に係る負債の計上基準

ⅰ）退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

ⅱ）数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

ⅲ）小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

⑤ 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

⑥ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

連結貸借対照表に関する注記

1.　担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	3,512百万円
その他	481百万円
計	3,994百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	205百万円
長期借入金	337百万円
計	543百万円

2.　有形固定資産の減価償却累計額　210,138百万円

3.　保証債務

(1) 従業員の銀行借入に対する保証　57百万円

(2) 非連結子会社及び関連会社の銀行借入等に対する保証

株式会社いせEサービス	643百万円
Ebara Bombas Colombia S.A.S.	74百万円
株式会社えんがるEサービス	30百万円
株式会社よこてEサービス	25百万円
EBARA PUMPS SAUDI ARABIA LLC	19百万円
株式会社ふなばしEサービス	2百万円
計	795百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1.　発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
普通株式	101,783,253	174,600	－	101,957,853

（注）普通株式の発行済株式総数の増加174,600株は、新株予約権の行使による増加70,000株、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加104,600株です。

2.　配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年3月28日 定時株主総会	普通株式	1,523	15.00	2017年12月31日	2018年3月29日
2018年8月9日 取締役会	普通株式	3,051	30.00	2018年6月30日	2018年9月10日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年3月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しています。

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年3月28日 定時株主総会	普通株式	3,000	利益剰余金	30.00	2018年12月31日	2019年3月29日

3.　新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

新株予約権　　普通株式　　467,800株

金融商品に関する注記

1.　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資等の長期的な必要資金を銀行借入や社債発行等により調達しています。短期的な運転資金は、必要額を銀行等から調達し、一時的な余剰資金は、安全性の高い金融資産で運用しています。また、デリバティブは、実需に基づきリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。為替の変動リスクについて、当社は、外貨建の債権債務をネットしたポジションに対して、外貨借入又は外貨預金を利用してヘッジしており、連結子会社は、為替予約を利用してヘッジしています。

有価証券及び投資有価証券は、主に譲渡性預金、MMF、金融機関及び取引先企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、ほとんどが1年以内に決済されます。その一部には、原動機等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、総じて同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。また、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されている一部の借入金について、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引があります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、当社は、内部規程である債権管理規程に基づき、財務部門と営業部門が連携して主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、同様の管理を行っています。

満期保有目的の債券は、内部規程である資金運用規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少です。

当連結会計年度の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

為替の変動リスクに対しては、外貨建の債権債務を通貨別に把握した上で、外貨借入と外貨預金でヘッジしています。また、外貨建の債権債務に対して、先物為替予約を利用してヘッジしています。なお、為替相場の状況により、予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建債権債務に対しても、先物為替予約でヘッジを行っています。金利の変動リスクに対しては、金利スワップ取引でヘッジしています。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

デリバティブ取引については、内部規程である金融商品管理規程に基づき、連結子会社を含めて適用し管理を行っています。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、財務部門が資金繰計画を作成及び更新するとともに、事業状況に応じた適正規模の手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しています。また代替流動性となるコミットメントラインも一定量を確保しており、流動性リスクに対処しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「2.　金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2.　金融商品の時価等に関する事項

2018年12月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)　現金及び預金	110,610	110,610	—
(2)　受取手形及び売掛金	176,895		
(3)　電子記録債権	6,990		
貸倒引当金（*1）	(3,308)		
	180,577	180,543	(33)
(4)　有価証券及び投資有価証券	8,409	8,409	—
(5)　支払手形及び買掛金	(63,320)	(63,320)	—
(6)　電子記録債務	(62,854)	(62,854)	—
(7)　短期借入金	(46,766)	(46,766)	—
(8)　社債	(10,000)	(10,051)	(51)
(9)　長期借入金	(20,730)	(20,926)	(196)
(10) デリバティブ取引（*2）	(72)	(72)	—

(*1) 貸倒引当金は全額を控除しています。なお、貸倒引当金は、受取手形、売掛金、電子記録債権、未収入金に対する控除科目として一括し掲記しています。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 受取手形及び売掛金並びに(3) 電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっています。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。また、譲渡性預金は短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務並びに(7) 短期借入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(8) 社債並びに(9) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(10)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっています。

(10) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引の時価の算定方法は、取引金融機関等から提示された価格等に基づき計算しています。ただし、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています（上記(9)参照）。

(注2) 非上場株式・関係会社株式等（連結貸借対照表計上額15,560百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」に含めていません。

１株当たり情報に関する注記

1.　１株当たり純資産額　2,795円72銭

2.　１株当たり当期純利益　179円94銭

重要な後発事象に関する注記

当社は、2019年2月13日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第38条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

１　自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図ることを目的としています。

２　取得に係る事項の内容

（１）取得対象株式の種類

当社普通株式

（２）取得し得る株式の総数

7,000,000株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合7.00%）

（３）株式の取得価額の総額

15,000百万円（上限）

（４）取得期間

2019年2月14日～2019年9月20日

その他の注記

(訴訟事件等)

・ヤマト運輸株式会社による旧羽田工場跡地売買契約に基づく瑕疵担保責任損害賠償請求訴訟

当社がヤマト運輸株式会社（以下、「ヤマト運輸」）に売却した羽田事業所の土地にスレート片が混入していたとして、ヤマト運輸が当社に対して85億5百万円の損害賠償を求めた訴訟に関して、東京高等裁判所は2018年6月28日付けで当社に対してヤマト運輸の請求の一部である59億52百万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを命じる判決が言い渡され、同判決に対して、当社が上告提起及び上告受理申立てを、ヤマト運輸が上告受理申立てを行っておりましたが、最高裁判所は、2019年1月29日付けで当社の上告を棄却し、また当社及びヤマト運輸の上告受理申立てのいずれも上告審として受理しない旨の決定をしたことにより、同判決が確定しました。同判決に伴い、当連結会計年度において、連結貸借対照表に計上していた投資その他の資産のその他と固定負債の訴訟損失引当金を取崩しています。

(追加情報)

・岐阜市による岐阜市東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設火災事故に関する損害賠償請求訴訟

2015年10月23日に、岐阜県岐阜市芥見の岐阜市東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設において、当社連結子会社の荏原環境プラント株式会社（以下、EEP）による設備修繕作業中に火災事故が発生しました。なお、EEPは粗大ごみ処理施設に隣接するごみ焼却施設の運転管理業務を受託しています。本事故の損害賠償に関し、岐阜市と対応を協議していますが、現時点で当該事象が連結業績に与える影響を合理的に見積ることは困難な状況です。

株　主　資　本　等　変　動　計　算　書

2018年1月1日から
2018年12月31日まで

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	78,815	82,744	7,915	90,659	86,097	86,097
当期変動額						
新株の発行	251	251		251		
剰余金の配当					△4,575	△4,575
当期純利益					14,532	14,532
自己株式の取得						
会社分割による減少			△2,378	△2,378		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	251	251	△2,378	△2,127	9,956	9,956
当期末残高	79,066	82,995	5,536	88,531	96,054	96,054

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△273	255,298	2,423	2,423	1,163	258,886
当期変動額						
新株の発行		502				502
剰余金の配当		△4,575				△4,575
当期純利益		14,532				14,532
自己株式の取得	△5,008	△5,008				△5,008
会社分割による減少		△2,378				△2,378
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△2,178	△2,178	△11	△2,190
当期変動額合計	△5,008	3,071	△2,178	△2,178	△11	881
当期末残高	△5,281	258,370	244	244	1,152	259,767

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
子会社及び関連会社株式	総平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
時価のないもの	総平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ　時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

製品、原材料及び貯蔵品	総平均法（精密・電子事業は移動平均法）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
仕掛品	個別原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却する方法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法を採用しています。

ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しています。

(5) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、完成工事高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積補償額を計上しています。

(6) 製品保証引当金

売買契約に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、製品売上高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積保証額を計上しています。

(7) 工事損失引当金
請負工事の損失発生に備えるため、未引渡工事のうち損失が発生する可能性が高く、工事損失額を期末において合理的に見積ることができる工事については、当該損失見込額を引当計上しています。
(8) 土地売却費用引当金
旧本社・羽田工場の土地売却に伴う、原状復旧費用の見込額を計上しています。
(9) 訴訟損失引当金
訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
(1) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。
(2) ヘッジ会計の方法
① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しています。また、振当処理の要件を満たす為替予約、通貨オプション等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を行い、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しています。
② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引
ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務及び借入金
③ ヘッジ方針
内部規程であるリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。
④ ヘッジの有効性評価の方法
上記②に係る金利変動リスク
ヘッジ取引開始から有効性判定時点までのヘッジ対象及びヘッジ手段それぞれのキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、ヘッジの有効性を判定しています。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては有効性の判定を省略しています。
上記②に係る為替変動リスク
ヘッジ取引ごとにヘッジ対象とヘッジ手段の対応を確認することで有効性の判定に代えています。
(3) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しています。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	111,735百万円
2. 保証債務	
(1) 従業員住宅資金の銀行借入に対する保証	49百万円
(2) 関係会社の銀行借入等に対する保証	4,212百万円
連結会社	
Elliott Company	3,797百万円
株式会社荏原電産	321百万円
連結会社計	4,119百万円
非連結会社	
Ebara Bombas Colombia S.A.S.	74百万円
EBARA PUMPS SAUDI ARABIA LLC	19百万円
非連結会社計	93百万円
3. 関係会社に対する金銭債権債務	
関係会社に対する短期金銭債権	51,326百万円
関係会社に対する長期金銭債権	688百万円
関係会社に対する短期金銭債務	24,926百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	74,619百万円
仕入高	29,069百万円
営業取引以外の取引高	13,570百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	189,124	1,744,299	―	1,933,423

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加1,744,299株は、単元未満株式の買取りによる増加2,199株、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,742,100株です。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	688百万円
赤字工事進行基準による売上損失	516百万円
退職給付引当金	1,753百万円
税務上の繰越欠損金	2,863百万円
投資有価証券等評価損	64百万円
関係会社株式評価損	1,685百万円
たな卸資産評価損	1,375百万円
固定資産除却損	1,012百万円
減価償却費	686百万円
完成工事補償等引当金	4,087百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	1,150百万円
未払金	608百万円
訴訟損失引当金	2,364百万円
その他	2,253百万円
繰延税金資産小計	21,112百万円
評価性引当額	△12,973百万円
繰延税金資産合計	8,138百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	107百万円
その他	1,180百万円
繰延税金負債合計	1,288百万円
繰延税金資産の純額	6,850百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 荏原エリオット	所有 間接100%	・当社がコンプレッサ・タービン等を購入 ・当社が工場及び建物を賃貸 ・当社が資金を借入 ・役員2名兼任	資金の貸付(注3) 受　取　利　息 資金の借入(注3) 支　払　利　息	△5,438 22 △2,391 0	短期借入金	2,391
子会社	株式会社 荏原フィールドテック	所有 直接100%	・当社のコンポーネント機器・半導体製造装置の販売及びアフターサービス ・当社が工場及び建物を賃貸 ・当社が資金を借入	売　　上	20,112	受取手形 売　掛　金	10,710 4,142
子会社	荏原環境プラント株式会社	所有 直接100%	・当社が建物を賃貸 ・当社が資金を借入 ・役員2名兼任	資金の借入(注3) 支　払　利　息	△125 23	短期借入金	4,826

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しています。

2. 資金の貸付及び借入の利率は、市場金利を勘案して決定しています。

3. 資金の貸付及び借入は、CMS(キャッシュマネジメントシステム)による取引であり、取引金額は当期首残高からの増減額を表示しています。

１株当たり情報に関する注記

1.　１株当たり純資産額　　2,585円52銭

2.　１株当たり当期純利益　　143円19銭

重要な後発事象に関する注記

当社は、2019年2月13日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第38条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

１　自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図ることを目的としています。

２　取得に係る事項の内容

（１）取得対象株式の種類

当社普通株式

（２）取得し得る株式の総数

7,000,000株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合7.00%）

（３）株式の取得価額の総額

15,000百万円（上限）

（４）取得期間

2019年2月14日～2019年9月20日

その他の注記

(訴訟事件等)

・ヤマト運輸株式会社による旧羽田工場跡地売買契約に基づく瑕疵担保責任損害賠償請求訴訟

当社がヤマト運輸株式会社（以下、「ヤマト運輸」）に売却した羽田事業所の土地にスレート片が混入してい

たとして、ヤマト運輸が当社に対して85億5百万円の損害賠償を求めた訴訟に関して、東京高等裁判所は2018年6月28日付けで当社に対してヤマト運輸の請求の一部である59億52百万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを命じる判決が言い渡され、同判決に対して、当社が上告提起及び上告受理申立てを、ヤマト運輸が上告受理申立てを行っておりましたが、最高裁判所は、2019年1月29日付けで当社の上告を棄却し、また当社及びヤマト運輸の上告受理申立てのいずれも上告審として受理しない旨の決定をしたことにより、同判決が確定しました。同判決に伴い、当事業年度において、貸借対照表に計上していた投資その他の資産のその他と固定負債の訴訟損失引当金を取崩しています。